

国土交通省所管の平成 15 年度設立独立行政法人について

○法人の概要

| | |
|-------------------|----|
| ・ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | 1 |
| ・ 国際観光振興機構 | 3 |
| ・ 水資源機構 | 5 |
| ・ 自動車事故対策機構 | 7 |
| ・ 空港周辺整備機構 | 9 |
| ・ 海上災害防止センター | 11 |

○参考資料

- ・ 各法人の中期目標・中期計画対照表
- ・ 平成 15 年度設立独立行政法人関係の分科会の構成

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の概要

1. 沿革

特殊法人である運輸施設整備事業団と日本鉄道建設公団の統合により平成15年10月1日に発足した独立行政法人。運輸施設整備事業団は、鉄道整備基金と船舶整備公団の統合により平成9年10月に設立。日本鉄道建設公団は昭和39年3月に設立され、解散した日本国有鉄道清算事業団の権利義務を平成10年10月に承継。

2. 業務の概要

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立を図ること等を目的として、以下の業務を行う。

- (1) 新幹線鉄道等の鉄道施設の建設、貸付け等
- (2) 船舶の共有建造
- (3) 高度船舶技術の研究開発及び実用化支援
- (4) 運輸分野に関する基礎的研究
- (5) 鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等の交付
- (6) 旧国鉄職員の年金等の給付に要する費用等の支払

3. 役職員数等

- (1) 職員数 1,891名(平成15年10月1日現在)
- (2) 役員数 13人以内(加えて暫定理事が2人以内。)
- (3) 予算規模 20,861億円(平成16年度)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の中期目標・中期計画について

1. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の独法化のメリット

業務統合のメリットを生かし、法人の総合力を発揮する観点から、組織を再編し政策課題に対応した機能別組織へ改組するとともに、鉄道分野等で培われた技術力、調査能力を地域の公共交通の維持・充実に活用するなど業務の質を向上。鉄道建設に係るコスト縮減に努めるなどの経営努力により効率性の高い業務運営を確保。

2. 中期目標の期間

4年6月間（平成15年10月1日から平成20年3月31日まで）

3. 中期目標及び中期計画の主な内容

中期目標

業務運営の効率化

業務統合のメリットを生かし、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応できる体制の整備
法人の自主性、自律性を確保しつつ、経営努力による効率性の高い業務運営
鉄道建設に係る総合的なコスト縮減

業務の質の向上

鉄道建設事業の投資効果の向上
内航海運活性化に資する物流高度化船舶の建造促進及び政策効果のより高い船舶の建造推進
総合的な技術力を活用した技術支援、調査研究開発、国際協力業務等の積極的推進

財務の内容の改善

資金調達コストの抑制、抑制効果の検証

中期計画

共通管理部門の統合
技術支援、施設管理等政策課題に対応した機能別組織への転換及び部横断的な業務運営
合理的、機動的な組織の編成、効率性の高い業務運営を図ることによる一般管理費の13%抑制
新技術の活用、より効率的な工程管理等により、鉄道建設に係る15%以上の総合的なコスト縮減

鉄道建設事業の投資効果を高めるため、社会経済情勢の変化等に応じて、当初予定されていた事業内容について、工法、スペック等の見直し
内航海運活性化に資する物流高度化船舶の建造促進及び政策効果のより高い船舶の建造比率80%以上
技術支援、調査研究開発等の分野における推進体制の確立、支援メニューの積極的な情報提供、関係者との協議システム構築、地方交通計画支援システムや鉄道財務指標分析の活用等

資金の流動性管理の一元化、短期及び長期資金の柔軟な調達等による資金調達コストの抑制、抑制効果の検証

独立行政法人国際観光振興機構の概要

1. 沿革

昭和39年4月に特殊法人「国際観光振興会」として発足。平成15年10月に「独立行政法人国際観光振興機構」が設立。

2. 業務の概要

独立行政法人国際観光振興機構は、外国人観光旅客の来訪を促進するため、以下の業務を行う。

- (1) 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝
- (2) 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営
- (3) 通訳案内業試験事務の代行
- (4) 『国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律』に基づく国際会議等の誘致の促進・開催の円滑化

等

3. 役職員数等

- (1) 職員数 102名(平成15年10月1日現在)
- (2) 役員数 7名以内
- (3) 予算規模 2,243百万円(平成16年度)

独立行政法人国際観光振興機構の中期目標・中期計画について

1. 独立行政法人国際観光振興機構の独法化のメリット

国の予算執行制度に制約されることなく、自立かつ機動的に事業執行。業績評価、マーケティング等民間企業の事業手法や経営戦略立案能力の導入による事業の効率化。ピジット・ジャパン・キャンペーンにおいて、豊富な経験・ノウハウを活かし、戦略的かつ効果的な訪日外国人旅行者の増大のための取り組みに貢献。

2. 中期目標の期間

4年6月間（平成15年10月1日から平成20年3月31日まで）

3. 中期目標及び中期計画の主な内容

中期目標

中期計画

業務運営の効率化・効果的な業務運営の促進

本部組織及び海外観光宣伝事務所の業務実施体制の整備
 職員の意識改革及び業務への取り組み意欲の向上
 適切な事業評価により、常に効果的な事業へ資源を重点的に配分
 一般管理費について削減

本部の改組・再編の実施。課制の廃止、マネージャー制の導入等。海外観光宣伝事務所の配置等の見直しを実施。
 少数の人員で最大限の成果を挙げるため、厳正な人事考課に基づき適材適所を徹底。有能な外部人材の登用・活用。優秀な海外採用職員の海外事務所長への抜擢。業績評価制度を導入し、適切な事業評価により、常に効果的な事業への資源の重点的な配分。国内2カ所のツーリスト・インフォメーション・センターの見直し等。
 一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人時の最終年度（平成14年度）比で13%程度に相当する額を削減。

業務の質の向上（成果主義に立った事業展開）

旅行目的地としての「日本」の認知度の向上
 海外旅行会社への支援により、開発・造成された訪日ツアーの設定本数等について50%程度増加
 効率的・効果的な国際コンベンション等誘致活動の実施

メディアへの広報宣伝活動等を通じた訪日旅行に関する記事掲載・番組放映等を実施
 訪日旅行の新たな流れを作り出し、新規需要及び波及効果を創出することを目的に、海外旅行会社に対する訪日視察旅行のアレンジ等の直接支援により開発・造成された訪日ツアーの設定本数等を50%程度増加。
 会議開催の決定権者の招請事業の実施等直接的に機構が誘致に関与した結果、誘致に成功した国際会議等（インセンティブ旅行（企業報奨旅行）を含む。）を35件、50%程度増加。

財務の内容の改善

自己収入の増加

賛助金拠出の増加を図るとともに、地方自治体、民間事業者等からの受託事業、募集事業、講演、研修等を積極的に開拓・展開し、自己収入を増加。

その他重要事項

賛助金拠出者である事業パートナー（地方公共団体・観光関連事業者等）との連携強化

事業パートナーへの「負担と受益」についての説明責任を果たすことにより、連携を強化。

独立行政法人水資源機構の概要

1. 沿革

昭和37年5月に水資源開発促進法及び水資源開発公団法に基づいて、産業の発展や都市人口の増加により用水を必要とする地域の広域的な用水対策を実施することを目的とする水資源開発公団（特殊法人）として発足。その後、昭和43年10月に愛知用水公団と統合。

平成15年10月1日に、水資源開発公団を解散し、独立行政法人水資源機構が設立。

2. 業務の概要

独立行政法人水資源機構は、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とし、次の業務を行う。

- (1) 水資源開発基本計画に基づく水資源の開発・利用のための施設の新築(水の供給量を増やすものは着手済み事業等のみ。)又は改築
- (2) 次に掲げる施設の管理等
 - ・ 機構が新築・改築した施設
 - ・ 機構が承継した水資源開発公団及び旧愛知用水公団の設置した施設
 - ・ 上記施設との一体的な管理が水資源の利用の合理化に資する施設（委託に基づく場合）
- (3) 委託に基づく水資源に関する調査等

* なお、独立行政法人水資源機構は、各事業（水道用水、農業用水、工業用水、治水）の目的等に従って厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省が所管する4省共管法人である。

3. 役職員数等

- (1) 職員数 1,828人（平成15年10月1日現在）
- (2) 役員数 9人以内
- (3) 予算規模 293,523百万円（平成16年度）

独立行政法人水資源機構の中期目標・中期計画の概要

1. 独立行政法人水資源機構の独法化のメリット

国民生活のライフラインである水道、農業及び工業用水を「安全で良質な水を安定して安くお届けする」ことを理念とし、水の安定的な供給の確保を図るという公共公益的な役割を、民間企業的な経営感覚をもって効率的かつ自律的に遂行すること。

2. 中期目標の期間

4年6月間（平成15年10月1日から平成20年3月31日まで）】

3. 中期目標及び中期計画の主な内容

中期目標

中期計画

業務運営の効率化

機動的な組織運営と職員のインセンティブ確保等による資質向上
 情報化・電子化等を活用した効率的な業務運営
 中期目標の最後の事業年度において、特殊法人時の最終年度（平成14年度）と比較して、事務的経費を13%、事業費を10%程度削減

国民・利水者サービスに徹した組織整備、能力や業績を適正に評価した新人事制度の導入
 電子申請システムの導入、本社・支社・局・事務所の役割の明確化と業務の一元化
 機動的な組織運営や効率的な業務運営 事務的経費を13%削減
 単価の見直しや事業執行状況の改善等 事業費を10%削減

業務の質の向上

計画的で的確な事業実施と的確な施設管理
 水資源の開発、施設の改築・管理等に係る総合的なコストの縮減
 業務実施にあたっての環境保全への配慮
 関係機関との連携や国民への説明責任の向上

滝沢ダム、徳山ダム、房総導水路、愛知用水二期事業の完成、その他継続事業の計画的実施
 既存施設の的確な管理により安全で良質な水を安定して安く提供
 的確な日常管理・機動的な危機管理と関係機関との円滑な連絡・調整
 水資源機構コスト構造改革プログラムを策定し、水資源の開発、施設の改築・管理等に係る15%の総合的なコスト縮減
 「環境に関する行動指針」に基づいた積極的な環境保全への取り組み
 事業に関する情報や水管理に関する情報等のきめ細かい提供、財務内容の国民・機関投資家への公開

財務の内容の改善

業務運営の効率化や業務の質の向上に配慮した予算の作成と業務運営の実施

予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画と短期借入金の限度額

その他重要事項

人員の適正配置による業務運営の効率化の実施
 建設負担金を前払いする方式を可能な限り活用

人事配置の再編、人員・人件費の大幅な削減（315名の定員削減）
 前払い方式の活用を最大限図ることとし、これを希望する利水者の要請には基本的に対応

独立行政法人自動車事故対策機構の概要

1. 沿革

我が国の自動車交通は、経済成長に伴い急速な発展を遂げてきたが、その一方では交通事故も急増し、昭和40年代には「交通戦争」とさえ言われ、昭和45年には交通事故死者数が1万6千人を超える憂慮すべき事態に至った。

このような状況の中で、同年には交通安全対策基本法が制定され、国を挙げてその対策に取り組むこととなり、その一環として昭和48年に自動車事故対策センターが設立、平成15年10月1日、独立行政法人化された。

2. 業務の概要

自動車事故の発生の防止と、被害者の保護の増進を目的として主に以下の業務を実施。

- ・自動車事故の防止対策
 - (1) 運行管理者等の指導講習
 - (2) 運転者の適性診断
 - (3) 自動車の安全情報の提供(自動車アセスメント)
- ・自動車事故による被害者の保護対策
 - (1) 療護センターの設置及び運営
 - (2) 介護料の支給
 - (3) 交通遺児等に対する貸付け

3. 役職員数等

(1) 職員数 340名(平成15年10月1日現在)

(2) 役員数 6人以内

(3) 予算規模 13,350百万円(平成16年度)

独立行政法人自動車事故対策機構の中期目標・中期計画について

1. 独立行政法人自動車事故対策機構の独法化のメリット

厳格な目標管理と外部評価の実施により、自動車事故の防止と自動車事故による被害者救済をより効率的、効果的に実施。既に独立行政法人化に先行して15年4月に千葉療護センターの業務運営を民間委託する等の業務運営の効率化に着手しており、これに伴い職員数についても83名の大幅な削減を実施済。

2. 中期目標の期間

3年6月間（平成15年10月1日から平成19年3月31日まで）

3. 中期目標及び中期計画の主な内容

中期目標

中期計画

業務運営の効率化

指導講習・適性診断における経費の削減や自己収入の増加、療護センターの運営経費の節減、自動車アセスメントにおける適切なコスト管理等、各事業における業務改善等により業務運営全般にわたる効率化を推進
一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人比で10%程度に相当する額を削減

経費の削減や実施内容の高度化、利用者利便の向上等による自己収入の増加等により指導講習・適性診断における自己収入比率を35%以上に向上
民間委託している定型的・単純作業についての見直し等による経費節減や検査外来の増加により療護センターの運営経費を4%節減
試験実施方法の合理化等により自動車アセスメントの1台あたり試験実施費を4%削減
効率的、効果的な債権回収を行うことにより回収経費を20%削減
一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人比で10%程度に相当する額を削減

業務の質の向上

療護センターにおいて治療効果を高めるとともに、治療・看護技術の社会還元と地域医療への貢献を推進
指導講習・適性診断、介護料支給、交通遺児等貸付け、自動車アセスメントの各事業において受益者等のニーズやサービスの活用状況を適切に把握し、サービス内容の向上を推進

療護センターにおいて高度な治療・看護の実施により脱却^(注)者数を30人以上とするとともに、学会における年平均10件以上の研究成果の発表、高度先進医療機器の年間9,000件以上の検査受託を実施^(注)一定の意思疎通・運動機能の改善
指導講習・適性診断、介護料支給、交通遺児等貸付け、自動車アセスメントの各事業において調査を実施し、受益者等のニーズや活用状況の把握とそれを踏まえたサービス改善の推進により、5段階評価で平均4.0以上の評価を取得

財務の内容の改善

予算、収支計画及び資金計画につき、自己収入比率等の目標を考慮した上で適正に計画

中期計画に従った業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画の適正な策定

その他重要事項

職員の能力開発を促進するとともに、適正な要員数とするよう努力

計画的な削減を行い人員の抑制に努めるとともに、職員の資質を向上

独立行政法人空港周辺整備機構の概要

1. 沿革

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「航空機騒音防止法」という。）に基づき、大阪国際空港及び福岡空港が周辺整備空港（周辺地域が市街化しているため計画的な整備が必要な空港）に指定され、関係府県知事が策定した「空港周辺整備計画」に基づき事業を実施する主体として、昭和49年に大阪国際空港周辺整備機構が、昭和51年に福岡空港周辺整備機構が設立され、昭和60年には両機構が統合された。

平成14年臨時国会において航空機騒音防止法が改正され、平成15年10月1日、独立行政法人化された。

2. 業務の概要

空港周辺整備機構は、周辺整備空港の周辺地域において航空機騒音による障害の防止及び軽減を図り、あわせて生活環境の改善に資することを目的としており、航空機騒音防止法の規定に基づき、次の事業を行う。

- (1) 周辺整備計画に基づく緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡
- (2) 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡
- (3) 周辺整備空港に係る第一種区域内から住居を移転する者のための住宅等の用に供する土地の造成、管理及び譲渡
- (4) 周辺整備空港に係る第一種区域の指定の際に当該区域内に所在する住宅について行う防音工事に関する助成
- (5) 周辺整備空港に係る第二種区域の指定の際に当該区域内に所在する建物等の移転又は徐却により生ずる損失の補償及び土地の買入れの受託
- (6) 特定飛行場(航空機騒音による障害が著しいと認めて法律等で指定する)の周辺地域における緑地帯その他の緩衝地帯の造成の受託

3. 役職員数等

- (1) 職員数 92名(平成15年10月)
- (2) 役員数 7名
- (3) 予算規模 17,860百万円(平成16年度)

独立行政法人空港周辺整備機構の中期目標・中期計画について

1. 独立行政法人空港周辺整備機構の独法化のメリット

共同住宅建設事業の新規建設の廃止、代替地造成事業の保有区画数の縮減などの業務運営の効率化。業務の効率化、機動性の向上の観点から大阪国際空港事業本部を中心に組織及び人員について大胆な見直しを行い、部長クラスポストを3割、職員数を1割削減。

2. 中期目標の期間

4年6月間（平成15年10月1日から平成20年3月31日まで）

3. 中期目標及び中期計画の主な内容

中期目標

業務運営の効率化

航空機騒音対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、責任体制を明確化するために必要な体制を整備
代替地の保有区画数については、必要最低限とし、長期保有リスクを回避
共同住宅については、空家の処分計画を策定し、処分に着手
一般管理費については、中期目標期間の最終年度において、認可法人時（平成14年度）に比して13%程度抑制

業務の質の向上

航空機騒音対策事業と地域整備事業を一体的・効率的に実施するための体制・制度を構築
空港と周辺地域の共生に資するための措置を講ずる

財務の内容の改善

財務内容の改善を図るため、欠損金の圧縮等の適切な措置

その他重要事項

業務運営の効率化を図ることにより、計画的な人員の抑制

中期計画

部長クラスのポストを3つ削減（大阪国際空港事業本部の経理部及び周辺整備推進室並びに東京事務所）するとともに、課の統廃合を実施
代替地の保有区画数については、大阪1区画以内、福岡2区画以内とする。今後取得する代替地の保有期間は3年以内とする。
小中島住宅については、期間中に6戸以上を処分、利倉西住宅等については定期借家制度活用により入居を促進し空室率を25%以下に改善
業務の集約化及び電子化、ペーパーレス化を推進する等、業務処理の効率化等により、一般管理費については、中期目標期間の最終年度において、認可法人時（平成14年度）に比して13%以上削減

出資者である国・府・県・市及び関係自治体等との定期的連絡会（年2回以上）を開催
国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するとともに、積極的な情報提供により環境対策等についての住民の理解を獲得。HPのアクセス数を10%増加

欠損金の30%圧縮や未収金の40%圧縮等、適切に対応

独法化時点で職員を1割削減

独立行政法人海上災害防止センターの概要

1. 沿革

昭和51年10月1日に海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき認可法人として設立。平成15年10月1日に独立行政法人として設立。

2. 業務の概要

(1) 海上防災措置実施業務

- ・ 海上保安庁長官の指示による排出特定油防除措置の実施業務
- ・ 船舶所有者その他の者の委託による排出油等防除、消防措置の実施業務

(2) 機材業務

- ・ 海上防災措置に必要な資機材（油回収船、オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等）を保有し、船舶所有者その他の者の利用に供する業務

(3) 海上防災訓練業務

- ・ 船員等に対する防災訓練の実施業務

(4) 調査研究業務

- ・ 海上防災措置に関する調査研究業務等

3. 役職員数等

(1) 職員数 30名（平成15年10月1日現在）

(2) 役員数 5名以内

(3) 予算規模 2,133百万円（平成16年度）

(4) 防災基金 1,139百万円

出資金（資本金）486百万円（政府327百万円、民間159百万円）

出えん金 653百万円（日本財団653百万円）

独立行政法人海上災害防止センターの中期目標・中期計画について

1. 独立行政法人海上災害防止センターの独法化のメリット

既に独立行政法人化に先行して、15年4月に神戸支所の廃止、職員数1割の合理化減を実施し業務運営の効率化に着手。引き続き、役員の減員や評議員会の廃止など、組織のスリム化を実施。アンケートの実施により顧客ニーズの把握を行い、ニーズに応じた業務の改善を実施。

2. 中期目標の期間

4年6月間（平成15年10月1日から平成20年3月31日まで）

3. 中期目標及び中期計画の主な内容

中期目標

中期計画

業務運営の効率化

業務規模、事業実態の変化に応じて組織・機構・定員の見直しを実施
 中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で、一般管理費を13%程度、事業費（防災費を除く。）を5%程度に相当する額を削減する

業務規模、業務規模の変化等に応じて組織・機構・定員の見直しを実施
 中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で、一般管理費を主たる事務所を移転させる等により13%程度、事業費（防災費を除く。）を単価の見直し等により5%程度に相当する額を削減する

業務の質の向上

防除措置実施時に油回収装置を迅速かつ効率的な運用するためのシステムを構築
 海防法に規定する基準に適合する機材の配備体制を確保するとともに、事故発生時に迅速に運用するための措置を実施
 訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施し、その結果を踏まえた評価を行い、業務の改善に反映

防災部と機材部が協力し、全国10箇所に配備している油回収装置の運用、回収油の貯蔵、処理まで一貫したシステムを各地域の実情に合わせて構築
 油回収装置を全国10基地に、排出油防除資材全国33基地に配備し、訓練を全基地で毎年度1回実施
 訓練参加者に訓練後アンケートを実施し、70%以上の参加者から有益な訓練であるとの評価を得るため、講習方法の改善を行い、わかりやすい講義を実施
 アンケート結果を踏まえた自己評価を実施し、更に、独法評価委員会の評価を受ける

財務の内容の改善

業務の範囲内において、受託業務収入により、自己収入の確保を図る

収入は、基金及び特別積立金の利息収入の他、火災・油流出油事故対応時の防災負担金収入、受託業務収入、消防船の警戒料、資機材備付証明書発行料、訓練受講料等の自己収入で全てまかなわれており、今後とも自己収入の確保を図り、自立的な運営を行う

その他重要事項

施設・設備に関する整備計画を策定し、機能の適切な維持・補修を実施
 職員の適性に照らし、適正な部門に配置

訓練施設等について、計画的に修繕を行い業務遂行に必要な機能を維持
 海上防災業務の的確な実施のための人事配置を実施

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 中期目標・中期計画

中期目標

国土交通大臣は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

はじめに

（機構の目的）

機構は、鉄道の建設や、鉄道事業者、海上運送事業者などによる運輸施設の整備を促進するための助成などの支援を総合的かつ効率的に行うことを通じて、輸送に対する国民の様々な需要の高度化、多様化などに的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立とこれによる地域の振興と大都市の機能の維持・増進を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究を行うことにより、陸上運送、海上運送、航空運送の円滑化を図り、国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与する目的を有している。

（本中期目標期間中の業務運営の基本方針）

機構は、過去にあったものを含め5法人の業務を承継した法人であるという経緯に鑑み、組織の縦割りを排し、業務の統合のメリットが生かされるような組織運営、業務展開を図る。

業務運営に当たっては、公共性、透明性及び自主性を備え、業務をより適正かつ効率的に行うという独立行政法人の趣旨を十分に踏まえつつ、本中期目標に従って弾力的、効率的で透明性の高い運営を確保するものとする。

1．中期目標の期間

平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間とする。

2．業務運営の効率化に関する事項

(1) 総括的業務

組織については、法人の長の責任のもと、業務の統合のメリットを生かし、陸上運送、海上運送及び航空運送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応できる組織体制とする。

中期計画

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条第1項の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた平成15年10月1日から平成20年3月31日までの期間における機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を達成するための中期計画を定める。

1．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 総括的業務

組織については、業務の統合のメリットを生かし、陸上運送、海上運送及び航空運送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応できる組織とするため、次のとおり取り組む。

ア 総務、経理等の共通管理部門の統合

イ 総合的な企画調査体制の確立

ウ 政策課題に対応した機能別組織への転換、部横断的な業務運営の推進
・ 広報・情報提供機能の整備

中 期 目 標

業務運営に当たっては、法人の自主性、自律性をもって業務を遂行するとともに、法人の経営努力により、効率性の高い業務運営を図る。一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人時の最終年度（平成14年度）比で13%程度に相当する額を削減する。また、事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人時の最終年度（平成14年度）比で15%程度に相当する額を削減する。

中 期 計 画

- 総合的かつ効率的な支援業務の情報提供、業務の実施状況に関する情報の定期的な公表等業務の透明性の確保等
- ・財務・施設管理機能の整備
 - 短期及び財投機関債等の長期資金の併用による柔軟かつ効率的な資金調達体制の確立等
 - ・技術支援機能の整備
 - 法人の総合力を生かした受託業務の展開による自己収入の確保等
- エ 鉄道建設業務に特化した円滑かつ迅速な実施体制の確立
- オ 技術支援、国際協力等部横断的な業務運営に関する評価の実施
- 業務運営に当たっては、自主性、自律性を確保しつつ、経営努力により次のとおり効率性の高い業務運営を図る。
- ア 一般管理費について、合理的、機動的な組織の編成、効率性の高い業務運営を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人時の最終年度（平成14年度）比で13%程度に相当する額を削減する。
- イ 事業費について、事業・単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人時の最終年度（平成14年度）比で15%程度に相当する額を削減する。
- ウ 常勤職員数については、事業規模、事業内容等業務の実情に応じて必要な人材を確保するとともに、人員の適正配置等適切な管理を図る。さらに業務運営の効率化、外部能力の活用による計画的削減等により中期目標期初の常勤職員数1,891人を中期目標期末までに1,770人以下とする。
- エ 組織運営の効率化に当たっては、毎年度、組織改革に関する具体的な計画を設定し、今後の業務量に対応した弾力的な組織の編成、運営の効率化、地方支社支部組織の体系化・集約化、人員配置の重点化・効率化等を図る。
- オ 職員の資質向上、意識改革に当たっては、機構の目的の実現を目指し、研修の強化、技術能力評価、マニュアルの整備等を図る。
- カ 人事システムの改善に当たっては、人事交流の拡大、人事運用の統合の促進、公募任用の活用等を図る。
- キ 情報の共有化、事務の効率的処理を図るため、電子入札の導入、CALSの推進等を図るとともに、人事、会計、契約、用地、工事積算等の各種業務システムの開発、改良等により、業務処理の電子化、情報化の充実・強化を推進する。
- また、ネットワーク設備の信頼性向上、セキュリティの確保を図るとともに、ネットワーク管理の効率化を図る。

中期目標

(2) 鉄道建設業務

鉄道建設コスト縮減

鉄道建設コストの縮減については、国土交通省が策定した公共事業コスト構造改革の数値目標の考え方に従い、平成15年度から5年間の対象期間中に、平成14年度と比較して、15%以上の総合的なコスト縮減を達成する。

鉄道施設の貸付・譲渡業務

貸付料及び譲渡代金を通じた調達資金の確実な回収に当たっては、中期目標期間中において、毎年度設定される貸付料及び譲渡代金の回収計画額に対し、100%の回収達成を図る。

用地業務

用地取得業務については、各事業の完成予定を確実に達成できるよう、毎年度工事工程等を勘案した取得計画を策定し、当該計画の達成を図る。

資産処分等業務

残存登記等のある未整理資産については、整理工程表を策定し、毎年度、その進捗状況を明確にするとともに、当該整理工程表の中期目標の期末における達成を図る。

外部委託の推進

用地取得、現場業務、施工管理業務など業務全般について、事業費等の削減に資する外部委託が可能な業務を洗い出し、当該事業の外部委託を推進する。

中期計画

(2) 鉄道建設業務

鉄道建設コスト縮減

建設コストの縮減については、「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき、機構の行う鉄道建設事業の特性を考慮し、建設工事実施段階における諸施策について更に詳細なコスト削減策を規定した機構独自の「コスト構造改革プログラム」を策定する。

具体的には、新技術の活用による工事の計画・設計の最適化等の施策を講じ、建設コストの縮減を図るとともに、新技術の活用等によるライフサイクルコストの縮減及びより効率的な工程管理等を図る。

以上の取組みにより、平成15年度から5年間の対象期間中に、平成14年度と比較して、15%以上の総合的なコスト縮減を達成する。

鉄道施設の貸付・譲渡事業

完成した鉄道施設の鉄道事業者への貸付け又は譲渡については、貸付料、譲渡代金を通じて調達資金を確実に回収するため、中期目標期間中において、鉄道事業者の経営状況等の一層の把握を図りつつ、毎年度貸付料及び譲渡代金の回収計画額を設定し、当該計画額の100%の回収達成を図る。

用地業務

用地取得業務については、各事業の完成予定を確実に達成できるよう、毎年度工事工程等を勘案した取得計画を策定し、用地、土木の各部門が一体となり、地元説明及び用地測量の適切な実施、地権者との円滑な交渉並びに地方公共団体等との緊密な連絡を図り、当該計画の達成を図る。

資産処分等業務

残存登記等のある未整理資産については、地方公共団体、法務局等との意思の疎通を図りつつ、毎年度、地区別、作業項目別の整理工程表を作成し、その進捗状況を明確にするとともに、当該整理工程表の中期目標の期末における達成を図る。

外部委託の推進

鉄道建設業務を効率的に推進するため、用地取得業務、現場業務、施工管理業務、債権回収業務などを対象に、重要な判断を要しない定型的な業務全般につい

| 中期目標 | 中期計画 |
|---|--|
| <p>(3) 船舶共有建造業務 船舶債権回収について、債権回収のノウハウのある外部の人材の活用等効果的な実施を図る。</p> <p>(4) 造船業構造転換業務 造船業構造転換業務の効率的執行を図り、造船所跡地等に係る譲渡用資産管理費の抑制を図る。</p> <p>(5) 国鉄清算業務 株式、土地の処分の進捗状況に応じた業務実施体制の段階的縮小を図る。</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1) 鉄道建設業務 良質な鉄道を経済的に安全にかつ所定の工期内に建設することが重要な目的であることを認識するとともに、入札及び契約の適正化、技術開発の推進、技術力の向上等を図りつつ、新幹線、都市鉄道線、民鉄線の各々について、完成予定を達成できるよう、着実な進捗を図る。</p> <p>投資効果の向上 予定及び実施中の事業については、その投資効果を高めるため、社会経済情勢の変化等に応じて、当初予定されていた事業内容の見直しを行う。</p> | <p>て、事業費等の削減に資する外部委託が可能な業務を洗い出し、外部能力活用の推進を図る。</p> <p>(3) 船舶共有建造業務 船舶債権回収業務を次のとおり効率的に実施する。 ア 船舶債権の管理に係る取り組みを強化し、未収金発生の防止、抑制を図るとともに、既に発生した未収金については的確な回収方策により適正な回収処理を図る。また、関係役員、部課長等により構成する対策本部を設置し、関係者の連携・調整の強化と計画的な対策の実施を推進する。 イ 合わせて、法的処理等に当たっては弁護士等の外部の人材のノウハウを十分に活用する。</p> <p>(4) 造船業構造転換業務 造船業構造転換業務の効率的執行を図り、造船所跡地等に係る譲渡用資産管理費を中期目標期間終了時まで13%以上抑制する。</p> <p>(5) 国鉄清算業務 JR株式、土地の処分に伴う業務量の減少に応じ、業務実施体制の段階的縮小を図り、JRに転籍の上国鉄清算事業本部に再出向した者等も含めた同本部の常勤職員数の抑制を図る。また、特定の大規模土地処分案件等については、プロジェクトチームを設置する等機動的で柔軟な組織運営を図る。</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>(1) 鉄道建設業務 良質な鉄道を経済的に安全にかつ所定の工期内に建設することが重要な目的であり、国民に対するサービスの提供であることを認識し、環境保全、都市再生等鉄道建設に関わる政策課題への適切な対応に留意するとともに、入札及び契約の適正化の推進、関係機関との連携強化、技術開発の推進、技術力の向上、工事関係事故の防止を図りつつ、新幹線、都市鉄道線、民鉄線の各々について、完成予定を達成できるよう、着実な進捗を図る。</p> <p>投資効果の向上 予定及び実施中の事業は、その投資効果を高めるため、社会経済情勢の変化等に応じて、当初予定されていた事業内容について、工法、スペック等を土木、軌</p> |

中 期 目 標

入札及び契約の適正化の推進
 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」に基づき、より一層の入札及び契約の適正化を推進する。

関係機関との連携
 鉄道事業者、地方公共団体等の関係機関との緊密な連携を図る。

技術開発等
 良質な鉄道を経済的に安全にかつ所定の工期内に建設するために、一層高度な技術開発を図るとともに、研修等を通じて職員の資質の向上を図る。

中 期 計 画

道、機械、建築、電気の各分野で見直しを行う。

入札及び契約の適正化の推進
 公共工事の発注者として、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」に基づき、入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為の排除の徹底等をより一層推進するとともに、平成16年度を目途に入札及び契約手続における透明性、公正性の確保、簡素化の促進を図るため、電子入札の導入を図る。

関係機関等との連携
 ア 鉄道の利便性の向上、環境負荷の軽減、都市再生への寄与、まちづくり等の都市計画との整合等を図るため、鉄道事業者、地方公共団体等の関係機関との緊密な連携を図り、適時適切な事業内容の説明、意見交換等を実施する。
 イ 鉄道構造物・設備の仕様等については、将来の運行、維持管理等を行う鉄道事業者との打ち合わせ等を必要に応じきめ細かく実施する。

技術開発等
 ア 技術開発の推進
 建設コスト等の縮減目標を達成するためにも、一層高度な技術開発が不可欠となっていることから、これまで長年蓄積してきた施工経験をもとに更なる技術の開発、改良を推進するとともに、他の機関とのより一層の連携を図る。
 技術開発にあたっては、調査、土木（トンネル、橋りょう、土構造）軌道、機械、建築、電気の各業務分野毎に、各路線のニーズに基づいたテーマを中期目標期間中において、70件以上選定し、計画的に新技術の開発、導入に取り組む。

イ 技術力の向上
 鉄道整備に必要な高度な技術力の継承及び向上のため、業務上有益な各種研修に職員を積極的に参加させるほか、職員の資質向上のため、業務に密接に関連する技術士、鉄道設計技士、一級建築士等の資格取得を支援する。
 中期目標期間中において、以下の目標の達成を図る。

| | |
|--------|------------|
| 研修コース数 | 平均年60コース以上 |
| 受講者数 | 平均年300人以上 |

ウ 品質の信頼性の向上
 良質な鉄道の建設に不可欠な品質の信頼性を更に向上させるため、設計基準、工事標準示方書、工事監督要領等の見直し等を行う。

中 期 目 標

受託事業

鉄道建設分野の総合的技術力、計画から工事まで一貫して整備を推進する豊富な経験を活かし、良質かつ経済的な鉄道建設業務を提供することにより広く社会に貢献していく観点から、受託事業を推進する。

工事関係事故防止の推進

鉄道建設工事に当たっては、工事関係事故防止を目指し、毎年度具体的な重点実施項目を定め、事故防止活動を推進する。

(2) 船舶共有建造業務

船舶共有建造業務を通じた国内海運政策への寄与
内航海運活性化に資する物流高度化船舶の建造を促進するとともに、政策効果のより高い船舶の建造を推進する。

船舶共有建造に係る申請手続の合理化

- ア 事業者の利便性向上に資するよう、共有建造申請に係る書類の簡素化を図るとともに、申請書類の電子化を推進する。
- イ 審査の迅速化に資するよう、共有建造申請から建造内定までの標準処理期間を設定するとともに、適正な建造審査を推進する。

(3) 鉄道助成業務

鉄道関係業務の資金の移動について、説明責任の履行及び透明性の確保を図り、新幹線鉄道の整備に対する円滑な資金繰入を図るとともに、地域振興に資する幹線鉄道の活性化、都市機能の向上に資する地下鉄等の都市鉄道の整備、地方鉄道の安全性の確保・活性化方策等政策的意義が高い鉄道整備に対する円滑な助

中 期 計 画

受託事業

鉄道建設分野の総合的技術力、計画から工事まで一貫して整備を推進する豊富な経験を活用し、更なる良質かつ経済的な鉄道建設業務を提供することにより、より広く社会に貢献していくことを目指し、鉄道事業者、地方公共団体等からの委託に基づき、鉄道に関する工事並びに調査、測量、設計、試験及び研究の受託事業を積極的に推進する。

受託件数については、中期目標期間中において、50件以上を目指す。

工事関係事故防止の推進

鉄道建設工事に当たっては、発注機関として、請負工事における死亡事故、第三者事故及び列車運転阻害事故の三大重大事故ゼロを目指して工事関係事故防止の推進を図る。

このため、毎年度、工事の内容を勘案した具体的な重点実施項目を定め、工事事故防止監査を毎年2回実施するなど工事を施工する請負者を指導し、工事関係者が一体となった事故防止活動を推進する。

(2) 船舶共有建造業務

- 船舶共有建造業務を通じた国内海運政策への寄与
- ア 内航海運活性化に資する物流高度化船舶の建造を促進するとともに、中期目標期間中におけるモーダルシフト船、バリアフリー化船、物流効率化船の共有建造隻数のうち、政策効果のより高い船舶の建造比率を80%以上とする。
 - イ 船舶共有建造事業の活用を促進するため、地域連絡会等の開催件数を中期目標期間中35件以上とし、また、募集説明会における参加者数を中期目標期間中650人以上とする。

船舶共有建造に係る申請手続の合理化

- ア 事業者の利便性向上に資するよう、平成16年度以降、共有建造申請に係る書類の簡素化を図るとともに、申請書類の電子化を推進する。
- イ 審査の迅速化に資するよう、共有建造申請から建造内定までの標準処理期間を2ヶ月以内とするとともに、適正な建造審査を推進する。

(3) 鉄道助成業務

中 期 目 標

成を図る。

説明責任の履行及び透明性の確保等
 鉄道助成業務の説明責任を果たすとともに、透明性の確保等を次のとおり推進する。

ア 鉄道関係業務の資金の移動（勘定間繰入・繰戻）について、基準の作成、公表等を行う。

イ 法令及び国の定める基準に従った補助金交付等の適正な執行、全事業者に対する補助金等審査、審査マニュアルの整備、標準処理期間の設定等を実施する。

ウ 補助金交付等について、第三者機関による審査・評価体制を整備する。

エ 新幹線譲渡代金、無利子貸付資金等について、確実な回収を図る。

オ 約定に沿った償還による独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)により承継する既設四新幹線に係る債務等の確実な縮減を図る。

移転登記業務の着実かつ効率的な実施
 移転登記業務を着実かつ効率的に実施し、可能な限り早期の完了を図る。

中 期 計 画

説明責任の履行及び透明性の確保等
 鉄道助成業務の説明責任を果たすとともに、透明性の確保等を次のとおり推進する。

ア 鉄道関係業務の資金の移動（勘定間繰入・繰戻）の適正な執行を次のとおり徹底する。

- ・勘定間繰入・繰戻の基準の作成、公表
- ・鉄道建設勘定に対する繰入金等の審査の実施

- ・審査マニュアルの整備と職員研修の実施

- ・勘定間繰入・繰戻確認業務の徹底により誤処理を皆無とすること

イ 法令及び国の定める基準に従った補助金交付等の適正な執行等を次のとおり徹底する。

- ・法令及び国の定める基準に従った適正な助成の徹底
- ・全事業者に対する補助金等審査の実施

- ・審査マニュアルの整備と職員研修の実施

- ・補助金等受払い確認業務の徹底により誤処理を皆無とすること

- ・標準処理期間の設定

補助金等支払請求から支払まで30日以内

国の補助金の受入から給付まで7業務日以内

ウ 平成15年度に第三者機関を設置し、補助金交付等に係る審査・評価体制の整備を図る。

エ 新幹線譲渡代金、無利子貸付資金等について、約定等に基づき確実な回収を図る。

オ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）により承継する既設四新幹線に係る債務等について、約定に沿った償還を図り、中期目標期間終了時までに38%以上縮減する。

移転登記業務の着実かつ効率的な実施
 既設四新幹線に係る土地等の移転登記業務を着実かつ効率的に実施し、可能な限り早期の完了を図る。

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 |
|--|--|
| <p>(4) 技術支援、調査研究開発、国際協力等業務 業務の統合のメリットを活かし、総合的な技術力を活用した技術支援、調査研究開発、国際協力等の業務を積極的に推進する。</p> <p>鉄道分野の技術力、調査能力の総合的活用 鉄道分野の技術力、調査能力を広く総合的に活用し、地方公共団体、交通事業者に対する支援を行うとともに、鉄道に係る技術開発の成果の積極的な公表を図る。</p> <p>船舶建造分野の技術力の活用 ア 物流効率化、環境対策及び少子高齢化対策等政策課題に対応した船舶の建造を促進するため、技術調査のテーマ設定及び実施を行い、技術支援に係るノウハウの形成、蓄積を図る。</p> | <p>(4) 技術支援、調査研究開発、国際協力等業務 業務の統合のメリットを活かし、総合的な技術力を活用した技術支援、調査研究開発、国際協力等の業務を次のとおり積極的に推進する。</p> <p>ア 地域における総合交通計画の策定への協力等を図るため、技術支援、調査研究開発等の分野における推進体制の確立</p> <p>イ パンフレットの作成、ホームページへの掲載等を通じた支援メニューの関係者への積極的な情報提供</p> <p>ウ 交通事業者、地方公共団体、第三セクター等の関係者との協議システムの構築</p> <p>エ 鉄道建設分野等における海外技術協力については、我が国の国際貢献の一環として有意義なものであり、国土交通省、国際協力事業団等からの専門家の派遣、研修員の受け入れ、海外プロジェクトへの技術協力などの要請に対して積極的に取り組む。なお、毎年、専門家の派遣を延べ40人以上、研修員の受け入れを延べ130人以上を目指す。</p> <p>鉄道分野の技術力、調査能力の総合的活用 ア 鉄道建設に関する技術分野における組織体制を十分に有していない第三セクター、中小鉄道事業者に対し、技術面から支援する必要性が高まっているとともに、地方公共団体、交通事業者からも交通計画の策定等に関し、鉄道分野の技術力、調査能力の総合的な活用を求められていることから、内部体制を考慮しつつ積極的にその要請に応じ、地方交通計画支援システム（GRAPE）や鉄道財務指標分析の活用等により、中期目標期間中において、10件以上の技術的支援を行う。</p> <p>イ 鉄道建設技術に係る各種学会、協会等へ積極的に参加するとともに、発表会への参加等により開発成果の公表を年35件以上行う。また、鉄道建設技術に関する開発成果等について、毎年1回技術研究発表会を開催する。</p> <p>船舶建造分野の技術力の活用 ア 物流効率化、環境対策及び少子高齢化対策等政策課題に対応した船舶、航路や輸送ニーズに合った船舶、経済性の高い船舶、旅客の快適性や労働環境に配慮した船舶等の建造に資する計画・設計段階での技術支援の充実を図る。また、建造管理及び就航後の技術支援の充実を図る。</p> <p>イ より良い船舶を建造するために必要な技術委員会の意見を踏まえた技術調査を中期目標期間中10件以上行う。</p> |

中期目標

イ 技術支援に係る研修の実施、外部技術者との人事交流等により、技術支援に係るノウハウの蓄積を図り、当該ノウハウを活かした技術支援マニュアルの策定を行う。

高度船舶技術の研究開発支援の推進

ア 高度船舶技術の研究開発支援テーマの重点化、高度化
中期目標期間中における高度船舶技術に係る支援に当たっては、原則として環境保全対策等政策目的に適合し実証、実用化に至ることを念頭においたテーマとするとともに、研究開発支援テーマの高度化を図る。

イ 高度船舶技術の研究開発支援制度利用者の利便性向上
研究開発支援制度の詳細について広く公開するとともに、研究開発者等の支援制度利用者の負担軽減を図るため、電子ファイルにより提出可能な書類の割合を高める。

ウ 高度船舶技術の研究開発支援に係る客観性、透明性の確保
研究開発支援テーマの選考・評価等に際し、客観性及び透明性の確保を図るとともに、その結果を事業に反映させる仕組みを構築する。
助成金交付申請受付から国への補助金交付申請までの標準処理期間を定めるとともに、研究開発支援テーマ、支援先、支援研究成果について公開する。

社会のニーズに沿った基礎的研究の推進

科学技術基本計画、総合科学技術会議の意見具申等の国の科学技術政策に則り、公募方式による競争的環境において、運輸技術に関する社会のニーズに的確に対応する基本目標の達成に資する基礎的研究を積極的に推進する。

ア 運輸技術に対する社会ニーズの総合的な検討体制の構築
基礎的研究の具体的な研究募集テーマの選定や資金の配分に当たっては、社会ニーズに的確に対応すべく総合的に検討する。

中期計画

ウ 外部研修への参加、内部研修の開催、外部技術者との人事交流等により技術支援に係るノウハウの蓄積を図るとともに、技術調査等により蓄積された技術ノウハウを活かした技術基準、技術支援マニュアルの策定を行う。

高度船舶技術の研究開発支援の推進

ア 高度船舶技術の研究開発支援テーマの重点化、高度化
中期目標期間中における高度船舶技術に係る研究開発助成、利子補給、債務保証等の支援に当たっては、原則として環境保全対策等政策目的に適合し実証、実用化に至ることを念頭においたテーマとする。
研究開発支援テーマの高度化を図るため、事業者等へのヒアリングを中期目標期間中に年間平均6回以上実施し、民間における最新の技術開発動向を把握する。

イ 高度船舶技術の研究開発支援制度利用者の利便性向上
研究開発支援制度の詳細について、ホームページ等で広く公開するとともに、研究開発者等の支援制度利用者の負担軽減を図るため、各種提出書類の電子ファイル化を進め、電子ファイルにより提出可能な書類の割合を中期目標期間終了時までで70%以上とする。

ウ 高度船舶技術の研究開発支援に係る客観性、透明性の確保
研究開発支援テーマの選考・評価等に際し、客観性及び透明性の確保を図るため、外部有識者による支援対象事業の事業計画の審査及び実施結果の評価を行うとともに、その結果を事業に反映させる仕組みを構築する。
助成金交付申請受付から国への補助金交付申請までの標準処理期間を35日以内とするとともに、研究開発支援テーマ、支援先については支援先決定後30日以内に、支援研究成果については支援対象事業期間終了後45日以内にホームページで公開する。

社会のニーズに沿った基礎的研究の推進

科学技術基本計画、総合科学技術会議の意見具申等の国の科学技術政策に則り、公募方式による競争的環境において、運輸技術に関する社会のニーズに的確に対応する基本目標の達成に資する基礎的研究を積極的に推進する。

ア 運輸技術に対する社会ニーズの総合的な検討体制の構築
基礎的研究の具体的な研究募集テーマの選定に当たっては、外部能力を活用した検討体制を平成16年度までに構築し、社会ニーズに的確に対応するとともに、テーマ間での重点化による効果的な研究資金の配分等も含めて総合的に

中 期 目 標

イ 競争的資金制度の適切な運用

競争的資金の効果を最大限に発揮させるために必要となる制度の柔軟な運用を図る。

また、若手研究者育成の観点から、研究経歴・業績ではなく、研究内容に重点を置いた制度の運用を行う。

ウ 公正で透明性の高い評価の実施

第三者による評価の実施や評価要領の策定により、公正さ、透明性を確保するとともに、その結果の資金の配分への反映や研究成果の波及効果等の把握を図る。

これらを実施するために、研究経験者が審査及び評価を責任をもって遂行する体制について、発足段階において高い地位で統括する研究経歴のある者を配置した上で、平成17年度までに構築する。

エ 研究成果の普及、活用促進

研究成果の普及、活用促進を図るため、研究成果発表会等の開催、特許出願、外部への研究成果発表、ホームページの充実・活用等を積極的に推進する。

(5) 造船業構造転換業務

旧造船業基盤整備事業協会法（昭和53年法律第103号）第29条第1項第2号～第4号の規定に基づき、資産処分の円滑な実施を進める。

(6) 国鉄清算業務

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）第13条に基づき、年金の給付に要する費用等の支払の適切な執行、資産処分の円滑な実施等を進める。

中 期 計 画

検討する。

イ 競争的資金制度の適切な運用

競争的資金制度による研究が十分かつ円滑に実施されるよう、適正な評価の実施に留意しつつ、研究課題の公募締切から研究契約締結までの期間を90日以内とした上で、研究契約時期の一層の早期化を図るとともに、競争的資金の効果を最大限に発揮させるために必要となる制度の柔軟な運用を図る。また、間接経費は、研究機関の資金獲得に対するインセンティブ向上に資するものであり、この点に十分配慮した配分を実施する。

さらに、若手研究者育成の観点から、研究内容に重点を置いた審査・評価を実施するとともに、若手研究者の積極的な申請の奨励、若手研究者への研究成果発表機会の付与等の取り組みを進める。

ウ 公正で透明性の高い評価の実施

第三者による課題選定、中間・事後評価を適切に実施し、その結果を踏まえた研究資金の配分への反映を行うとともに、追跡評価により研究成果の波及効果等を把握する。なお、評価に当たっては、評価の公正さ、透明性を確保するため、評価手法、評価項目・基準等を具体的に定めた評価要領を策定し、被評価者に対し周知する。

競争的資金制度の一連の業務を科学技術の側面から一貫して管理する体制とするため、課題選定から審査及び評価に至る実務について、平成17年度までに研究経験のある者（プログラムオフィサー）及びそれらを統括する研究経歴のある高い地位の者（プログラムディレクター）が責任をもって遂行する体制を構築する。なお、プログラムディレクターについては発足段階において配置する。

エ 研究成果の普及、活用促進

研究成果発表会等を年2回開催、中期目標期間中の特許出願件数を20件以上、外部への研究成果発表件数を220件以上とするほか、ホームページの充実・活用等により、積極的に研究成果の普及、活用促進を図る。

(5) 造船業構造転換業務

交通政策審議会における審議結果を踏まえ、造船所跡地等処分計画を策定するとともに、進捗状況を毎年度明確化する。

(6) 国鉄清算業務

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）第13条に基づき、年金の給付に要する費用等の支払の適切な執行、資産処分の円滑な実施等を進める。

中 期 目 標

年金費用等の支払の法令に則った適正な執行
旧国鉄職員の年金の給付に要する費用等について、円滑かつ確実に支払を実施する。

株式処分の円滑な実施
既上場のＪＲ株式会社については、株式市場の状況、経済の動向、経済財政政策との整合性等にも留意しつつ、適切に処分する。なお、未上場のＪＲ株式会社については、各社の今後の経営状況等を見極めつつ、適切な処分方法の検討を進める。

土地処分の円滑な実施
土地処分については、平成１０年２月の閣議決定を踏まえ、平成１５年度末を目途に終了させるべく、用地売却の促進など事業の更なる効率化、適正化を図る。
なお、特別な事情により平成１５年度までに処分が終了しなかった土地については、あらゆる手法を駆使し全力を挙げて可能な限り早期の処分を図ることとし、処分に地方公共団体との調整を要するもの等を除き、中期目標期間終了時までですべて終了する。
また、毎年度、土地処分の見通しを示し、年度終了時に進捗状況をレビューする。当該レビューの結果を次年度以降の業務に反映する。

４．財務内容の改善に関する事項

中 期 計 画

年金費用等の支払の法令に則った適正な執行
旧国鉄職員の恩給の給付に要する費用、旧国鉄職員の年金の給付に要する費用、鉄道共済年金の厚生年金への統合に伴い発生した移換金、旧国鉄時代に発生した業務災害に係る業務災害補償費等の各年度における必要負担額については、当該年度において円滑かつ確実に支払を実施する。

株式処分の円滑な実施
既上場のＪＲ株式（東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社の株式）については、株式市場の状況、経済の動向、経済財政政策との整合性等にも留意しつつ、適切に処分する。
なお、未上場のＪＲ株式（北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の株式）については、各社とも、非常に厳しい経営状況下で、上場が可能となるよう経営基盤の強化に取り組んでいるところであり、今後の経営状況等を見極めつつ、適切な処分方法の検討を進める。

土地処分の円滑な実施
土地処分については、平成１０年２月の閣議決定を踏まえ、平成１５年度末を目途に終了させるべく、用地売却の促進など事業の更なる効率化、適正化を図る。
なお、特別な事情により平成１５年度までに処分が終了しなかった土地については、あらゆる手法を駆使し全力を挙げて可能な限り早期の処分を図ることとし、処分に地方公共団体との調整を要するもの等を除き、中期目標期間終了時までですべて終了する。
また、毎年度、土地処分見通しを通則法第３１条の年度計画において示すとともに、毎年度終了時に進捗状況をレビューし、当該レビューの結果を次年度以降の業務に反映する。

土地処分を効果的に推進するために行う基盤整備工事（鉄道施設の撤去又は移設及び道路、下水道等の公共施設の整備）については、その実施により長期的な収支の改善に資すると認められる場合に実施することとし、工事に際しては、可能な限り経費節減を図るなど適切に実施する。

３．予算、収支計画及び資金計画 (1)（別紙）

中 期 目 標

- (1) 総括的業務
 資金調達にあたっては、資金調達コストの抑制を図るとともに、毎年度の資金計画を策定し、中期目標期間後の抑制効果を適切な指標により検証する。
 また、技術支援等法人の総合力を発揮した受託業務の展開により自己収入の確保を図る。
- (2) 船舶共有建造業務
 適正な事業金利の設定
 収支改善に資するよう適正な事業金利を設定する。
- 未収金の回収促進
 平成28年度までのできる限り早い時期に未収金の処理を終了するため、中期目標期間における未収発生率を8.2%以下とするとともに、中期目標終了時に未収金残高を270億円以下とする。
- 繰越欠損金の適正な処理
 収益改善、経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、繰越欠損金の減少に向け、当該計画を着実に実行するとともに、事前に法人が策定した上記の計画に基づき、中期目標期間内における繰越欠損金の処理を着実かつ適正に行う。
- (3) 既に廃止された改造融資業務等の適正な処理
 既に廃止された改造融資業務及び債務保証業務について、貸付金等の回収を適切に行う。
- (4) 造船業構造転換業務
 造船業構造転換納付金の徴収を適切に行う。
- (5) 内航海運活性化融資業務

中 期 計 画

- (2) 総括的業務
 資金調達にあたっては、毎年度の資金計画を策定し、資金の流動性管理の一元化に伴う柔軟性、効率性の確保並びに民間金融機関からの短期資金及び財投機関債等の長期資金の併用による柔軟な調達等により、資金調達コストの抑制を図るとともに、中期目標期間後の抑制効果を適切な指標により検証する。
 また、技術支援等法人の総合力を高めるとともに、その総合力を発揮した受託業務の展開により自己収入の一層の確保を図る。
- (3) 船舶共有建造業務
 適正な事業金利の設定
 健全な事業運営と政策課題に対応した船舶の建造促進のため、適正な事業金利を設定する。
- 未収金の回収促進
 平成28年度までのできる限り早い時期に未収金の処理を終了するため、次のとおり取り組む。
 ア 的確な債権回収を進めるとともに、採算性等の観点から適正な建造審査を図り、中期目標期間における未収発生率を8.2%以下とする。
 イ 未収金の回収を適切に進め、中期目標終了時に未収金残高を270億円以下とする。
- 繰越欠損金の適正な処理
 ア 船舶勘定の経営改善のため、収益改善、経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、繰越欠損金の減少に向け、当該計画を着実に実行する。
 イ また、当該計画に基づき、中期目標期間内における繰越欠損金の処理を着実かつ適正に行う。
- (4) 既に廃止された改造融資業務等の適正な処理
 既に廃止された改造融資業務及び債務保証業務について、債権の管理及び貸付金等の回収を適切に行う。
- (5) 造船業構造転換業務
 造船業構造転換納付金の徴収に係る捕捉率を100%とする。
- (6) 内航海運活性化融資業務

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | | | | |
|---------------|---|----------|--------|--------------|--------|
| 貸付金の回収を適切に行う。 | <p>内航海運活性化融資業務について、新規の融資及び貸付金の回収を適切に行う。</p> <p>4．短期借入金の限度額 年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度110,000百万円とする。</p> <p>5．重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 該当なし</p> <p>6．剰余金の使途 高度船舶技術に係る研究開発支援業務の充実 運輸技術に係る基礎的研究業務の充実 過去に会社整理を行った譲渡線に係る債務償還及び建設勘定における管理用施設（宿舍に限る）の改修（宿舍収入による剰余金に限る）</p> <p>7．その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画 該当なし</p> <p>(2) 人事に関する計画 事業規模、事業内容等業務の実情に応じて必要な人材を確保するとともに、人員の適正配置等適切な管理を図る。さらに業務運営の効率化、外部能力の活用による計画的削減等により人員を抑制する。 (参考) <table data-bbox="1205 1109 1769 1177"> <tr> <td>期初の常勤職員数</td> <td>1,891人</td> </tr> <tr> <td>期末の常勤職員数の見込み</td> <td>1,770人</td> </tr> </table> </p> <p>(3) 契約に関する計画 鉄道建設工事の発注にあたっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)に基づき、中小企業者の受注機会の確保を図る。</p> | 期初の常勤職員数 | 1,891人 | 期末の常勤職員数の見込み | 1,770人 |
| 期初の常勤職員数 | 1,891人 | | | | |
| 期末の常勤職員数の見込み | 1,770人 | | | | |

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 中期計画の予算等(平成15年度～平成19年度)
【総表】

| 予算 | (単位:百万円) | |
|---------------|-----------|--|
| 区 分 | 金 額 | |
| 収入 | | |
| 運営費交付金 | 3,375 | |
| 国庫補助金等 | 1,094,800 | |
| 借入金等 | 2,629,491 | |
| 業務収入 | 5,321,761 | |
| 受託収入 | 130,746 | |
| 業務外収入 | 8,737 | |
| 計 | 9,188,910 | |
| 支出 | | |
| 業務経費 | 3,114,574 | |
| うち 鉄道建設業務関係経費 | 1,250,586 | |
| 船舶業務関係経費 | 175,607 | |
| 造船業務関係経費 | 586 | |
| 基礎的研究等業務関係経費 | 122,413 | |
| 鉄道助成業務関係経費 | 127,792 | |
| 特例業務関係経費 | 1,437,590 | |
| 受託経費 | 100,962 | |
| うち 鉄道建設業務関係経費 | 100,949 | |
| 船舶業務関係経費 | 8 | |
| 造船業務関係経費 | 5 | |
| 借入金等償還 | 4,399,173 | |
| 支払利息 | 939,620 | |
| 一般管理費 | 41,797 | |
| 人件費 | 113,624 | |
| 業務外支出 | 9,977 | |
| 計 | 8,719,727 | |

[人件費の見積もり] 期間中総額 84,754百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール] 参考参照

[注] 1. 国庫補助金等は、「改革と展望(平成14年1月)」の参考資料に基づき仮置き。

2. 本表は、勘定間の繰入・受入科目については相殺処理している。
3. 一般管理費(人件費を含む)については、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置に掲げる削減を織り込んで推計。
4. 被承継法人から承継する一切の権利及び義務に係る収入及び支出がある。

| 収支計画 | (単位:百万円) | |
|--------------|-----------|--|
| 区 分 | 金 額 | |
| 費用の部 | 5,116,546 | |
| 經常費用 | 4,176,791 | |
| 鉄道建設業務費 | 677,699 | |
| 船舶業務費 | 189,651 | |
| 造船業務費 | 1,374 | |
| 基礎的研究等業務費 | 1,613 | |
| 鉄道助成業務費 | 1,933,792 | |
| 特例業務費 | 1,193,403 | |
| 受託経費 | 112,245 | |
| 一般管理費 | 66,754 | |
| 減価償却費 | 260 | |
| 財務費用 | 939,750 | |
| 雑損 | 5 | |
| 臨時損失 | 0 | |
| 収益の部 | 5,506,981 | |
| 運営費交付金収益 | 2,699 | |
| 鉄道建設業務収入 | 624,649 | |
| 船舶業務収入 | 233,353 | |
| 造船業務収入 | 1,777 | |
| 基礎的研究等業務収入 | 1,224 | |
| 鉄道助成業務収入 | 2,753,015 | |
| 特例業務収入 | 925,212 | |
| 受託収入 | 112,245 | |
| 補助金等収益 | 457,232 | |
| 資産見返負債戻入 | 227,130 | |
| 資産見返補助金等戻入 | 226,830 | |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 300 | |
| 財務収益 | 158,196 | |
| 雑益 | 10,249 | |
| 臨時利益 | 0 | |
| 純利益 | 390,435 | |
| 目的積立金取崩額 | 0 | |
| 総利益 | 390,435 | |

[注] 当法人における退職手当については、役員(職員)退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その一部(人件費を運営費交付金を財源としている役職員に係る分)について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

| 資金計画 | (単位:百万円) | |
|---------------|-----------|--|
| 区 分 | 金 額 | |
| 資金支出 | 9,482,910 | |
| 業務活動による支出 | 4,330,375 | |
| 投資活動による支出 | 1,709 | |
| 財務活動による支出 | 4,400,664 | |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 750,162 | |
| 資金収入 | 9,482,910 | |
| 業務活動による収入 | 6,550,238 | |
| 運営費交付金による収入 | 3,375 | |
| 受託収入 | 130,746 | |
| 補助金等による収入 | 778,557 | |
| その他の収入 | 5,637,560 | |
| 投資活動による収入 | 1,596 | |
| 財務活動による収入 | 2,630,491 | |
| 前期よりの繰越金 | 300,585 | |

[注] 前期よりの繰越金は、被承継法人である日本鉄道建設公団及び運輸施設整備事業団からのものを示す。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 中期計画の予算等(平成15年度～平成19年度)
【建設勘定】

| 予算 | | (単位:百万円) |
|------------|-----------|----------|
| 区 分 | 金 額 | |
| 収入 | | |
| 国庫補助金等 | 315,243 | |
| 借入金等 | 1,344,541 | |
| 業務収入 | 850,032 | |
| 受託収入 | 130,733 | |
| 業務外収入 | 3,993 | |
| 他勘定より受入 | 753,309 | |
| 計 | 3,397,851 | |
| 支出 | | |
| 業務経費 | | |
| 鉄道建設業務関係経費 | 1,250,586 | |
| 受託経費 | | |
| 鉄道建設業務関係経費 | 100,949 | |
| 借入金等償還 | 1,591,467 | |
| 支払利息 | 287,028 | |
| 一般管理費 | 22,965 | |
| 人件費 | 103,062 | |
| 業務外支出 | 8,481 | |
| 他勘定へ繰入 | 32,357 | |
| 計 | 3,396,895 | |

| 収支計画 | | (単位:百万円) |
|----------------|-----------|----------|
| 区 分 | 金 額 | |
| 費用の部 | 1,113,635 | |
| 經常費用 | 827,707 | |
| 鉄道建設業務費 | 677,699 | |
| 受託経費 | 112,232 | |
| 一般管理費 | 37,748 | |
| 減価償却費 | 28 | |
| 財務費用 | 285,928 | |
| 雑損 | 0 | |
| 収益の部 | 1,119,667 | |
| 鉄道建設業務収入 | 624,649 | |
| 鉄道建設事業費利子補給金収入 | 3,343 | |
| 受託収入 | 112,232 | |
| 資産見返負債戻入 | | |
| 資産見返補助金等戻入 | 226,683 | |
| 財務収益 | 148,954 | |
| 雑益 | 3,806 | |
| 純利益 | 6,032 | |
| 目的積立金取崩額 | 0 | |
| 総利益 | 6,032 | |

| 資金計画 | | (単位:百万円) |
|---------------|-----------|----------|
| 区 分 | 金 額 | |
| 資金支出 | 3,418,115 | |
| 業務活動による支出 | 1,816,517 | |
| 投資活動による支出 | 1,549 | |
| 財務活動による支出 | 1,591,467 | |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 8,582 | |
| 資金収入 | 3,418,115 | |
| 業務活動による収入 | 2,058,408 | |
| 受託収入 | 130,733 | |
| その他の収入 | 1,927,675 | |
| 投資活動による収入 | 1,596 | |
| 財務活動による収入 | 1,344,541 | |
| 前期よりの繰越金 | 13,570 | |

[注] 前期よりの繰越金は、被承継法人である日本鉄道建設公団からのものを示す。

[人件費の見積もり] 期間中総額 76,241百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

[注] 上記については、次の前提条件により算出している。
事業費については、各建設線の建設計画における所要見込額を基に推計。ただし、国庫補助金等は、「改革と展望(平成14年1月)」の参考資料に基づき仮置き。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 中期計画の予算等(平成15年度～平成19年度)
【船舶勘定】

| 予算 | | (単位:百万円) |
|----------|---------|----------|
| 区 分 | 金 額 | |
| 収入 | | |
| 国庫補助金等 | 1,910 | |
| 借入金等 | 296,600 | |
| 業務収入 | 263,950 | |
| 受託収入 | 8 | |
| 業務外収入 | 2,451 | |
| 計 | 564,919 | |
| 支出 | | |
| 業務経費 | | |
| 船舶業務関係経費 | 175,607 | |
| 受託経費 | 8 | |
| 船舶業務関係経費 | 8 | |
| 借入金等償還 | 337,746 | |
| 支払利息 | 36,717 | |
| 一般管理費 | 1,036 | |
| 人件費 | 4,477 | |
| 業務外支出 | 488 | |
| 計 | 556,079 | |

[人件費の見積もり] 期間中総額 3,510百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

[注]上記については、次の前提条件により算出している。
事業量は、直近の老朽船腹量等を基に推計。また、国庫補助金等は平成15年度予算額を基に推計。

| 収支計画 | | (単位:百万円) |
|------------|---------|----------|
| 区 分 | 金 額 | |
| 費用の部 | 231,947 | |
| 経常費用 | 195,229 | |
| 船舶業務費 | 189,651 | |
| 受託経費 | 8 | |
| 一般管理費 | 5,513 | |
| 減価償却費 | 57 | |
| 財務費用 | 36,718 | |
| 収益の部 | 238,468 | |
| 船舶業務収入 | 233,353 | |
| 受託収入 | 8 | |
| 補助金等収益 | 910 | |
| 資産見返負債戻入 | | |
| 資産見返補助金等戻入 | 9 | |
| 財務収益 | 5 | |
| 雑益 | 4,183 | |
| 純利益 | 6,521 | |
| 目的積立金取崩額 | 0 | |
| 総利益 | 6,521 | |

| 資金計画 | | (単位:百万円) |
|---------------|---------|----------|
| 区 分 | 金 額 | |
| 資金支出 | 558,711 | |
| 業務活動による支出 | 217,901 | |
| 投資活動による支出 | 22 | |
| 財務活動による支出 | 338,234 | |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 2,554 | |
| 資金収入 | 558,711 | |
| 業務活動による収入 | 254,040 | |
| 受託収入 | 8 | |
| 補助金等による収入 | 910 | |
| その他の収入 | 253,122 | |
| 財務活動による収入 | 297,600 | |
| 前期よりの繰越金 | 7,071 | |

[注] 前期よりの繰越金は、被承継法人である運輸施設整備事業団からのものを示す。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 中期計画の予算等(平成15年度～平成19年度)
【造船勘定】

| 予算 | | (単位:百万円) |
|----------|-------|----------|
| 区 分 | 金 額 | |
| 収入 | | |
| 運営費交付金 | 109 | |
| 国庫補助金等 | 364 | |
| 借入金等 | 850 | |
| 業務収入 | 1,777 | |
| 受託収入 | 5 | |
| 業務外収入 | 0 | |
| 計 | 3,105 | |
| 支出 | | |
| 業務経費 | | |
| 造船業務関係経費 | 586 | |
| 受託経費 | | |
| 造船業務関係経費 | 5 | |
| 借入金等償還 | 1,694 | |
| 支払利息 | 160 | |
| 一般管理費 | 163 | |
| 人件費 | 497 | |
| 業務外支出 | 0 | |
| 計 | 3,105 | |

| 収支計画 | | (単位:百万円) |
|----------|-------|----------|
| 区 分 | 金 額 | |
| 費用の部 | 2,201 | |
| 経常費用 | 2,041 | |
| 造船業務費 | 1,374 | |
| 受託経費 | 5 | |
| 一般管理費 | 660 | |
| 減価償却費 | 2 | |
| 財務費用 | 160 | |
| 雑損 | 0 | |
| 収益の部 | 2,255 | |
| 運営費交付金収益 | 109 | |
| 造船業務収入 | 1,777 | |
| 受託収入 | 5 | |
| 補助金等収益 | 364 | |
| 財務収益 | 0 | |
| 雑益 | 0 | |
| 純利益 | 54 | |
| 目的積立金取崩額 | 0 | |
| 総利益 | 54 | |

| 資金計画 | | (単位:百万円) |
|---------------|-------|----------|
| 区 分 | 金 額 | |
| 資金支出 | 3,134 | |
| 業務活動による支出 | 1,406 | |
| 投資活動による支出 | 5 | |
| 財務活動による支出 | 1,694 | |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 29 | |
| 資金収入 | 3,134 | |
| 業務活動による収入 | 2,255 | |
| 運営費交付金による収入 | 109 | |
| 受託収入 | 5 | |
| 補助金等による収入 | 364 | |
| その他の収入 | 1,777 | |
| 財務活動による収入 | 850 | |
| 前期よりの繰越金 | 29 | |

[注] 前期よりの繰越金は、被承継法人である運輸施設整備事業団からのものを示す。

[人件費の見積もり] 期間中総額 431百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール] 参考参照

[注] 上記については、次の前提条件により算出している。
国庫補助金等については、平成15年度予算額を基に推計。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 中期計画の予算等(平成15年度～平成19年度)
 【基礎的研究等勘定】

| 予算 | | (単位:百万円) |
|--------------|---------|----------|
| 区 分 | 金 額 | |
| 収入 | | |
| 運営費交付金 | 1,733 | |
| 借入金等 | 120,600 | |
| 業務収入 | 143,738 | |
| 業務外収入 | 0 | |
| 計 | 266,071 | |
| 支出 | | |
| 業務経費 | | |
| 基礎的研究等業務関係経費 | 122,413 | |
| 借入金等償還 | 142,500 | |
| 支払利息 | 972 | |
| 一般管理費 | 35 | |
| 人件費 | 132 | |
| 計 | 266,052 | |

[人件費の見積もり] 期間中総額 117百万円を支出する。
 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール] 参考参照

[注]上記については、次の前提条件により算出している。
 債務保証契約の限度額については、平成15年度予算を基に推計。

| 収支計画 | | (単位:百万円) |
|--------------|-------|----------|
| 区 分 | 金 額 | |
| 費用の部 | 2,739 | |
| 経常費用 | 1,781 | |
| 基礎的研究等業務費 | 1,613 | |
| 一般管理費 | 167 | |
| 減価償却費 | 1 | |
| 財務費用 | 958 | |
| 収益の部 | 2,715 | |
| 運営費交付金収益 | 1,057 | |
| 基礎的研究等業務収入 | 1,224 | |
| 資産見返負債戻入 | 434 | |
| 資産見返補助金等戻入 | 134 | |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 300 | |
| 財務収益 | 0 | |
| 純利益 | 24 | |
| 目的積立金取崩額 | 0 | |
| 総利益 | 24 | |

| 資金計画 | | (単位:百万円) |
|---------------|---------|----------|
| 区 分 | 金 額 | |
| 資金支出 | 266,186 | |
| 業務活動による支出 | 123,552 | |
| 財務活動による支出 | 142,500 | |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 134 | |
| 資金収入 | 266,186 | |
| 業務活動による収入 | 145,471 | |
| 運営費交付金による収入 | 1,733 | |
| その他の収入 | 143,738 | |
| 財務活動による収入 | 120,600 | |
| 前期よりの繰越金 | 115 | |

[注] 前期よりの繰越金は、被承継法人である運輸施設整備事業団からのものを示す。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 中期計画の予算等(平成15年度～平成19年度)
【助成勘定】

| 予算 | | (単位:百万円) |
|------------|-----------|----------|
| 区 分 | 金 額 | |
| 収入 | | |
| 運営費交付金 | 1,533 | |
| 国庫補助金等 | 452,283 | |
| 借入金等 | 866,900 | |
| 業務収入 | 3,127,848 | |
| 業務外収入 | 25 | |
| 他勘定より受入 | 32,357 | |
| 計 | 4,480,946 | |
| 支出 | | |
| 業務経費 | | |
| 鉄道助成業務関係経費 | 127,792 | |
| 借入金等償還 | 2,325,766 | |
| 支払利息 | 614,138 | |
| 一般管理費 | 1,266 | |
| 人件費 | 2,885 | |
| 業務外支出 | 1,008 | |
| 他勘定へ繰入 | 1,408,091 | |
| 計 | 4,480,946 | |

[人件費の見積もり] 期間中総額 2,429百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール] 参考参照

[注]上記については、次の前提条件により算出している。
国庫補助金等は、「改革と展望(平成14年1月)」の参考資料に基づき仮置き。

| 収支計画 | | (単位:百万円) |
|------------|-----------|----------|
| 区 分 | 金 額 | |
| 費用の部 | 3,735,498 | |
| 経常費用 | 2,588,566 | |
| 鉄道助成業務費 | 2,584,399 | |
| 一般管理費 | 4,151 | |
| 減価償却費 | 16 | |
| 財務費用 | 1,146,927 | |
| 雑損 | 5 | |
| 収益の部 | 3,532,799 | |
| 運営費交付金収益 | 1,533 | |
| 鉄道助成業務収入 | 3,078,954 | |
| 補助金等収益 | 452,283 | |
| 資産見返負債戻入 | | |
| 資産見返補助金等戻入 | 4 | |
| 財務収益 | 15 | |
| 雑益 | 10 | |
| 純利益 | 202,699 | |
| 目的積立金取崩額 | 0 | |
| 総利益 | 202,699 | |

[注] 当法人(助成勘定)における退職手当については、役員(職員)退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その一部(人件費を運営費交付金を財源としている役職員に係る分)について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

| 資金計画 | | (単位:百万円) |
|---------------|-----------|----------|
| 区 分 | 金 額 | |
| 資金支出 | 4,481,646 | |
| 業務活動による支出 | 2,027,454 | |
| 財務活動による支出 | 2,453,797 | |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 395 | |
| 資金収入 | 4,481,646 | |
| 業務活動による収入 | 3,614,046 | |
| 運営費交付金による収入 | 1,533 | |
| 補助金等による収入 | 452,283 | |
| その他の収入 | 3,160,230 | |
| 財務活動による収入 | 866,900 | |
| 前期よりの繰越金 | 700 | |

[注] 前期よりの繰越金は、被承継法人である運輸施設整備事業団からのものを示す。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 中期計画の予算等(平成15年度～平成19年度)
【特例業務勘定】

| 予算 | | (単位:百万円) |
|----------|-----------|----------|
| 区 分 | 金 額 | |
| 収入 | | |
| 国庫補助金等 | 325,000 | |
| 業務収入 | 934,416 | |
| 業務外収入 | 2,268 | |
| 他勘定より受入 | 654,782 | |
| 計 | 1,916,466 | |
| 支出 | | |
| 業務経費 | | |
| 特例業務関係経費 | 1,437,590 | |
| 支払利息 | 605 | |
| 一般管理費 | 16,332 | |
| 人件費 | 2,571 | |
| 計 | 1,457,098 | |

[人件費の見積もり] 期間中総額 2,026百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

[注]上記については、次の前提条件により算出している。
国庫補助金等については、平成15年度予算額を基に推計。

| 収支計画 | | (単位:百万円) |
|----------|-----------|----------|
| 区 分 | 金 額 | |
| 費用の部 | 1,212,679 | |
| 経常費用 | 1,212,074 | |
| 特例業務費 | 1,193,403 | |
| 一般管理費 | 18,515 | |
| 減価償却費 | 156 | |
| 財務費用 | 605 | |
| 収益の部 | 1,793,230 | |
| 特例業務収入 | 925,212 | |
| 補助金等収益 | 325,000 | |
| 財務収益 | 540,768 | |
| 雑益 | 2,250 | |
| 純利益 | 580,551 | |
| 目的積立金取崩額 | 0 | |
| 総利益 | 580,551 | |

| 資金計画 | | (単位:百万円) |
|---------------|-----------|----------|
| 区 分 | 金 額 | |
| 資金支出 | 2,195,566 | |
| 業務活動による支出 | 1,456,965 | |
| 投資活動による支出 | 133 | |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 738,468 | |
| 資金収入 | 2,195,566 | |
| 業務活動による収入 | 1,789,438 | |
| 補助金等による収入 | 325,000 | |
| その他の収入 | 1,464,438 | |
| 投資活動による収入 | 127,028 | |
| 前期よりの繰越金 | 279,100 | |

[注] 前期よりの繰越金は、被承継法人である日本鉄道建設公団からのものを示す。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 運営費交付金の算定ルール

平成15年度 : 積み上げ方式により6ヶ月分を計上

平成16年度以降: 以下の算定ルールによる。ただし、平成16年度に適用する前年度の計数は、平年度化額

$$\begin{aligned} & \text{前年度一般管理費相当額 (A)} \times \quad + \{ \text{前年度業務経費相当額 (B)} - \text{前年度特殊要因} \} \times \quad \times \quad + \text{特殊要因 (X)} \\ & - \text{自己収入 (Y)} \\ \\ & A = \{ \text{前年度人件費 (S)} - \text{前年度特殊要因} \} \times s + \text{前年度その他一般管理費} \times \\ \\ & Y = \text{前年度自己収入} \times y \end{aligned}$$

B: 運営費交付金のうち一般管理費以外の経費

X: 退職手当、試験研究費(競争的資金制度に係る直接研究費+間接経費)等《毎年度の予算編成過程において決定》

Y: 運営費交付金を財源として実施する事務事業から生じるであろう自己収入の見積額+信用基金運用収入(一般会計出資相当分)

S: 役員報酬、職員基本給、諸手当、超過勤務手当、退職手当等人件費

: 効率化係数《毎年度の予算編成過程において決定》

: 効率化係数《毎年度の予算編成過程において決定》

: 消費者物価指数《毎年度の予算編成過程において決定》

s: 人件費調整係数(給与改定率等)《毎年度の予算編成過程において決定》

y: 自己収入調整係数《毎年度の予算編成過程において決定》

[注記]

【前提条件】

1. 効率化係数() : 期間中は 0.988として推計
2. 効率化係数() : 期間中は 0.990として推計
3. 消費者物価指数() : 期間中は 1.000として推計
4. 人件費調整係数(s) : 期間中は 1.000として推計
5. 試験研究費 : 期間中の研究課題数を下表の課題数として推計(平成16年度~平成19年度)

| | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|-----|------|------|------|------|
| 初年度 | 5課題 | 4課題 | 5課題 | 5課題 |
| 2年目 | 5課題 | 5課題 | 4課題 | 5課題 |
| 3年目 | 4課題 | 5課題 | 5課題 | 4課題 |
| 計 | 14課題 | 14課題 | 14課題 | 14課題 |

1課題3年計画で研究を行う

独立行政法人国際観光振興機構 中期目標・中期計画対応表

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 |
|---|---|
| <p>独立行政法人国際観光振興機構の中期目標</p> <p>政府は2010年までに訪日外国人旅行者の倍増という目標を掲げており、この目標の達成のためには訪日外国人旅行者促進について国家戦略として官民挙げて取り組んでいく必要がある。</p> <p>独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）は、外国人旅行者の来訪を促進するための取り組みに関して国際観光振興会がこれまで40年間に蓄積してきた豊富な経験と高度なノウハウを引継ぎ、また、本部又は海外観光宣伝事務所を拠点として国内外に多数のネットワークを有している専門機関である。このため、機構は、国土交通省グループの一員として広範な官民パートナーシップのオーガナイザー（まとめ役）の役割を担い、わが国への外国人旅行者の来訪を促進するための中心的な機関としての使命を果たして行く必要がある。</p> <p>今般、国土交通大臣は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を下記のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> | <p>独立行政法人国際観光振興機構の中期計画</p> <p>独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた平成15年10月1日から平成20年3月31日までの期間における機構の中期目標を達成するための計画を以下のとおり定める。</p> <p>機構は、わが国と諸外国との間の国際相互理解の増進、日本経済の活性化、雇用の創出等のため、訪日外国人旅行者の増大を図ることを目的として、海外における観光宣伝、訪日外国人旅行者に対する観光案内その他外国人旅行者の来訪の促進に必要な業務を行う。その業務運営に当たっては、自律性、自発性及び透明性を備え、業務をより効率的かつ効果的に行うという独立行政法人の趣旨を十分踏まえつつ、2010年に訪日外国人旅行者を1000万人とする政策目標の達成のための中核的な役割を果たし、目標達成に向け、最大限の貢献をすることを使命とする。</p> <p>上記の政策目標に関して、外国人旅行者の中でも特にツアー商品（個人旅行者向け商品を含む。）参加旅行者及び国際会議等の参加者の来訪を促進することは、専ら高度なノウハウと豊富な経験及び国内外のネットワークを有し、広範な観光関連団体・事業者を取りまとめて公的な立場で代表し得る専門機関の責務であり、諸外国では一般的に、その専門機関としての政府観光局が設置されている。機構は、他国の政府観光局と同様の役割と責務を担っているとの強い自覚を持って本計画に定める事業を展開する。</p> <p>機構は事業の実施にあたり、国土交通省の本省部局及び地方部局と連携して、諸外国の市場動向のみならず、地方自治体、観光関連事業者等関係者のニーズ、意見を反映し、国内外の官民パートナーシップのオーガナイザー（事業の企画、実施、評価における推進役）としての機能を発揮することにより、諸外国からの訪日外国人旅行者の増大及び訪日外国人旅行者に対する質の高いサービスの提供のための支援業務を効率的かつ効果的に実施する。</p> <p>なお、数値目標の達成度合いの測定は、原則として平成14年度を基準年度として、機構が運営費交付金及び自己財源をもとに実施した事業を対象に行う。</p> |

1. 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営

多様化する諸外国の観光市場、及び、わが国の関係者のニーズ、並びに、外客来訪促進事業に係る技術・ノウハウの進展等に機動的、かつ効果的に対応するため、本部組織及び海外観光宣伝事務所の業務実施体制を整備する。

(2) 職員の意欲向上と能力啓発

職員の人事評価を能力と実績に基づき実施し、これに応じて処遇を行うことを徹底し、職員の意識改革及び業務への取り組み意欲の向上を図る。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営

多様化する諸外国の旅行市場及びわが国の地方自治体、観光関連事業者等関係者のニーズとシーズ（外国人旅行者の来訪促進事業に活用できる観光資源、アイデア、ノウハウ等）、並びに、IT化等世界の外国人旅行者の来訪促進事業に係る技術・ノウハウの高度化・効率化等に積極的に対応して、機動的かつ効果的に業務を実施するため、本部組織及び海外観光宣伝事務所の体制を整備する。

本部組織については、業績評価と人事とを一体として所管する管理部、財務会計に加え管理会計も重視して経理業務を担う経理部、賛助金を拠出する地方自治体・観光関連事業者等の事業パートナーのニーズを把握して、機構の運営に反映する業務を行う事業開発部、海外の訪日旅行市場に対する事業展開を統括する市場開拓部、国内での訪日外国人旅行者受入体制の整備支援等を行う国内サービス部、国際コンベンション誘致及び開催支援を総合的・一体的に行う国際コンベンション誘致部を設置する。

また、本部においては、固定的な課単位の組織に制約される課制を採らず、機動的な人材運用を可能とするマネージャー制を採用する。他方、海外観光宣伝事務所については、市場動向を的確に反映した体制を構築するため、事務所及び事務所要員の配置等の改善に努める。なお、業務量の変化、市場の変化等に適宜、柔軟に且つ迅速に対応できるよう継続的に組織のあり方の検討を行う。

(2) 職員の意欲向上と能力啓発

職員個々人が、組織人として存分に力を発揮し、機構の組織全体として成果を上げることとなるよう、職員の能力及び実績を適正に評価する仕組みを確立し、適切に運用する。特に、海外観光宣伝事務所においては、人事評価を踏まえて処遇の改善を行い、海外採用職員の業務への取組意欲の向上を図るとともに、優秀な海外採用職員の抜擢を行う。また、人材育成の視点を十分に考慮した人事ローテーションに努めるとともに、業務を行う上で必要

(3) 業務運営の効率化の推進

業績評価制度の導入により具体的な実施事業毎に評価を行い、事業の実施内容、実施方法を不断に見直すとともに、より効果的な事業へ資源を重点的に配分する。また、海外観光宣伝事務所においてはマーケティング機能を強化するため、一般消費者向けの情報提供活動を合理化し、これによって生じる資源を旅行者向けのマーケティング活動に重点的に配分する。

数値目標

一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人比で13%程度に相当する額を削減する。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

な知識、能力の向上等のためにOJT（現場で仕事をしながらの教育）、研修等を活用・充実する。

(3) 業務運営の効率化の推進

業務運営の効率化を図るため、業績評価に基づき現行事業の見直しを行い、より効果的な事業への重点的資源の配分、業務の集約化、外部委託、及び電子化等の措置を講ずること等により効率性の向上を図る。特に、国内2ヶ所の観光・インフォメーション・センター（TIC）については、日本全体の案内所としての本来の機能と、地方自治体等の運営する案内所の実態とを考慮して、案内業務のあり方を見直す。まず、京都TICを閉所し、これにより生み出される資源を活用して全国の案内所をサポートするセンターを設置する。

また、海外観光宣伝事務所については、IT技術を用いた観光情報の発信等の活用により、一般消費者向けの情報提供活動を合理化する一方、旅行者向けのマーケティング活動を強化する。さらに、ITを活用した情報の共有化、書類等の電子化等により、ナレッジ・マネジメント（知識経営）・システムを確立し、業務運営の効率化を図る。

数値目標

一般管理費について、受託事業の確保、給与の見直し、汎用品の活用等により、中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人比で13%程度に相当する額を削減する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

前掲の政策目標の達成に向けて中核的な役割を果たすべく、外国人旅行者誘致に必要な市場情報の収集と分析、国内外の関係者のニーズ及びシーズ（外国人旅行者の来訪促進事業に活用できる観光資源、アイデア、ノウハウ等）の把握、官民パートナーシップの連携強化、新たな誘致技術の積極的な導入・活用（IT化等の活用）、職員の能力の向上等に努め、訪日外国人旅行者の誘致及び受入体制整備支援を積極的に行う。

(1) 成果主義に立った事業展開

訪日外国人旅行者を増大させるため、官民一体となって実施する「ビジット・ジャパン・キャンペーン」に参画し、かつ、地方自治体、民間事業者等との協力・連携を図るとともに、機構の事業のあり方に対するこれら関係者のニーズ等を的確に反映して、外国人旅行者の来訪促進及び受入体制整備に確実な成果が上がる事業を展開する。

重点的な調査研究活動とその結果を活用した事業展開

重点的な調査・研究活動を充実させ、本部及び海外観光宣伝事務所においてその結果を踏まえた事業展開を徹底するものとする。

外国人旅行者の来訪促進に係る方策

ア 旅行目的地としての「日本」の認知度の向上

世界の主要な市場国におけるメディア向け広報活動、インターネットによる情報発信等を通じ、旅行目的地としての「日本」の認知度を向上させる。

(1) 官民パートナーシップで諸外国との競争に立ち向かう外国人旅行者誘致活動

多数の国々がしのぎを削っている外国人旅行者の誘致活動の分野において、競争優位に立つためには、観光旅行の目的地としての日本を売る市場（訪日外国人旅行者の発地国・地域）及び消費者（訪日旅行をしようとする外国人）のニーズと特性を的確に捉えた上で誘致活動を展開していくことが重要である。このため、市場調査を実施するほか、日常的に、海外における観光関連事業者等と密接なコンタクトを保つことにより、有望市場及び有望な潜在的訪日旅行者層に関する情報を把握・分析し、その結果を誘致事業の展開に反映させる。

重点的な調査研究活動とその結果を活用した事業展開

世界の主要な市場国・地域における社会経済の動向及び一般消費者の旅行動向、ニーズ等に関する重点的な調査並びに日常的活動において収集・把握した情報、データを分析し、その結果を外国人旅行者の来訪促進事業に活用する。

数値目標

調査、情報収集及び分析の成果として作成している「マーケティング・マニュアル」、「JNTO国際観光白書」、「日本の国際観光統計」の刊行物については、事業パートナーのニーズを踏まえつつ、新規情報掲載量（新規付加価値量。データ更新は含まない。頁数換算。）を、中期目標期間中に20%程度増加させる。

外国人旅行者の来訪促進に係る方策

ア 「日本」の認知度を向上させるための観光宣伝事業の実施

「ビジット・ジャパン・キャンペーン」と連携し、世界各国との厳しい外国人旅行者誘致競争の中、世界の有望な市場国・地域において、旅行目的地としての「日本」の認知度を向上させ、日本の差別化を図り、訪日旅行意欲の醸成を図るため、対象を的確に捉え、焦点の定まった広報宣伝活動を積極的に展開する。具体的には、メディアへの広報宣伝活動等を通じた訪日旅行に関する記事掲載・番組放映等、及び、インターネットによる世界へのわが国の観光魅力に関する情報発

信により、広報効果を増大させることにより、旅行目的地としての「日本」の認知度を向上させる。その事業の実施に当たっては、事業パートナーを募って市場セグメント（働き掛けの対象の区分）を絞り込み、具体的な送客実績につながる事業展開を行い、中期目標期間中に継続して実施する事業（同一の事業がない場合には同種の事業とする。）について、旅行目的地としての「日本」の認知度向上効果を、事業実施後に低廉な手法を用い可能な範囲で測定し、事業の実施内容・方法の改善を図ることに努める。

数値目標

- ・インターネットのアクセス件数を、中期目標期間中に40%程度増加させる。
- ・有力メディアとの連携を強化して、メディア向け広報活動（海外観光宣伝事務所等によるニュースリリースの発行、情報提供、ジャーナリスト招請及び取材協力等）の成果（事業の結果として掲載／放映された記事／番組を、各媒体に同じ分量の広告として掲載／放映した場合の広告費換算額。換算に用いる通貨レートは、平成14年度における支出官レートに統一する。）を、中期目標期間中に平成14年度実績の60%程度増加させる。

イ 訪日ツアーの開発・造成・販売支援

世界の主要な市場国において、海外旅行会社による新しい魅力的な訪日旅行商品の開発・造成を支援するとともに、販売支援を行う。海外旅行会社への役務の提供等により開発・造成された訪日ツアーの設定本数等を50%程度増加させる。

イ 訪日ツアーの開発・造成・販売に対する支援事業の実施

「ビジット・ジャパン・キャンペーン」と連携し、世界の主要な市場国・地域において、これまで旅行商品としての日本を取り扱っていない旅行会社に訪日ツアー（個人旅行者向けツアーを含む。以下同じ。）の新規開発を働き掛け、また、これまで訪日ツアーを扱ってきた旅行会社には、新たなセグメント（働き掛けの対象の区分）を対象としたツアーの開発を働き掛けることにより、訪日旅行の新たな流れを作り出し、新規需要及び波及効果を創出することを主な目的として、現地旅行会社による市場の特性に応じた新しい魅力的な訪日旅行商品の開発・造成を支援するとともに、販売支援を積極的に展開し、訪日ツアーの催行本数及び顧客数の増大を図る。

なお、機構の支援を受けて開発・造成・販売されたツアーは、いわばモデル事業、パイロット事業であり、その成功の結果を受けて、純然たるビジネスベースで海外の旅行会社により類似のツアーが造成・販売される等の波及効果が期待されるものである。

- a 訪日ツアーの開発・造成の間接支援
訪日ツアーを企画開発する海外の旅行会社に対し企画提案を行うこと、必要な情報を提供すること等により、ツアー開発・造成を促進、或いは既存のツアーの質の向上を図る。
- b 訪日ツアー開発・造成の直接支援
海外の旅行会社に対し訪日ツアーの企画提案、情報提供を行うにとどまらず、訪日視察旅行、商談等のアレンジ等、海外旅行会社の要請に応じて費用の一部の負担等のサポートを行うこと等により、機構が主体的に新たな訪日旅行商品の開発・造成を働きかける。

数値目標

海外旅行会社に対する訪日視察旅行、商談等のアレンジ等の直接支援により開発・造成された訪日ツアーについて、中期目標期間中に、平成14年度実績と比較して、その種類数を50%程度、設定本数を50%程度、催行本数を50%程度及び集客数を50%程度、それぞれ増加させる。

- c 訪日ツアー販売支援
インターネット、共同広告等により、訪日旅行商品の魅力を消費者にアピールするほか、市場の状況に応じて、当該市場の旅行者において「日本」について十分に知識を有する販売要員を「Japan Travel Specialist」として認定、養成することにより、訪日旅行商品の販売を支援する。

外国人旅行者受入体制の整備支援

国内の地方自治体等の関係者と連携し、地域の特性や固有の観光資源・魅力を損なうことなく、外国人旅行者の受入に係る諸要素（観光情報提供、外国語表示、各宿泊施設・観光施設におけるサービス）の整備・改善の支援を進める。

外国人旅行者の受入体制の整備支援事業

訪日外国人旅行者の増大を着実に図っていくためには、国内における外国人旅行者の受入体制の整備を図り、旅行目的地「日本」の観光魅力の国際競争力を高めることが不可欠である。受入体制の整備は、外国人旅行者が日本に到着し、出国していく間に、何らかの形で関わりをもつ全ての者に関係している課題である。外国人旅行者の来訪促進事業の専門機関である機構は、そのノウハウを活用し、国、地方自治体及び観光関連事業者との連携のもと、地域の特性や固有の観光資源・魅力を損なうことなく、僅かな工夫・努力で、最大のホスピタリティーが発揮されることを目指して、観光案内所の運営、サポートセンター（地方自治体等が運営する、基本的に外国人対応可能な観光案内所である全国の「

国際コンベンション（インセンティブ旅行を含む。）の誘致及び開催支援

- ア 国際コンベンションの誘致に当っては、地方自治体・民間事業者のニーズを把握し、地方のコンベンション推進機関と連携して、常に誘致働きかけ対象を蓄積するとともに、きめ細かく管理し、効率的・効果的な誘致事業の実施に努める。
また、インセンティブ旅行（企業報奨旅行）については、日常的に海外における企業の情報を収集することにより、焦点を絞った誘致活動を重点的に行っていく。

i」案内所における、韓国語、中国語等による対応能力を補強するために、機構が電話、Fax、Eメールを活用して案内支援、情報提供するもの）による外国人旅行者への電話対応等の地方観光案内所の運営支援、各地の観光施設における外国語表示の充実支援、宿泊施設、観光施設における外国人旅行者対応能力の向上等の受入体制の整備（グローバル・スタンダード化）を支援することとする。

数値目標

全国の「i」案内所について、指定要件を見直すとともに、案内所の支援機能を充実することによって、提供するサービスレベルを維持しつつ、中期目標期間中に10箇所程度増加させる。

国際コンベンションの誘致・支援事業

- ア 純然たる観光目的での訪日旅行に比べて訪日外国人旅行者1人当りの地域経済波及効果が大きいとの試算がある国際コンベンションの誘致に当っては、コンベンション開催地決定までの期間が数年に及ぶことから、地方自治体・民間事業者のニーズを把握し、地方のコンベンション推進機関と連携して、常に誘致働きかけ対象を蓄積するとともに、きめ細かく管理し、誘致事業の実施に努める。他方、インセンティブ旅行（企業報奨旅行）については、キーパーソンに対し効果的な働きかけを行えば、比較的短期間に決定するとともに、参加者1人当たりの消費額も国際コンベンションに比べて高くなる傾向にあるため、見込まれる経済効果も大きいことから、日常的に海外における企業の情報を収集することにより、焦点を絞った誘致活動を重点的に行っていく。
また、効率的な誘致活動を展開するため、地方のコンベンション推進機関の人材育成に努める。
さらに、ロンドン、ニューヨーク、ソウルの3海外観光宣伝事務所における誘致体制の見直しを行い、より機能的かつ効率的に誘致活動を展開できるように、3事務所での情報の共有、要員の運用の弾力化等を図る。

数値目標

会議開催の決定権者の招請事業の実施等直接的に機構が誘致に

イ 誘致が決定したコンベンションの開催の準備を円滑に進めるため、人材育成、寄附金募集・交付金交付制度の運営等の支援事業を積極的に実施する。

また、寄附金募集・交付金交付制度について、交付対象となる国際会議等の要件、申請手続き等の周知を図るとともに、運営の効率化を進め利便性を高める。

(2) 効率的・効果的な業務運営の促進

事業の再編等

過去の経緯から継続している事業のうち、現在の状況に適合していないものについては、抜本的に見直す。

業績評価の充実

外部有識者による評価を含む業績評価制度を充実し、成果主義を徹底するとともに、顧客満足度、費用対効果の向上を図るため、事業のあり方に関して不断の見直しを行い、従来以上に事業パートナーのニーズに応えた事業を効率的に実施する。

適正な人事制度の確立

職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置とし、職員の能力の向上を図る。また、海外観光宣伝事務所においても現地採用職員の人事評価を行い、有能な人材の登用を進める。

関与した結果、誘致に成功した国際会議等（機構の定める基準に合致する国際会議及びインセンティブ旅行）を、平成14年度実績と比較して、中期目標期間中に35件、50%程度増加させる。

イ 誘致が決定したコンベンションの開催の準備を円滑に進めるため、人材育成、寄附金募集・交付金交付制度の運営等の支援事業を積極的に実施する。特に、機構の運営する寄附金募集・交付金交付制度は、国際コンベンションの開催コストの低減に資するのみならず、資金管理を効率的に処理することにも役立つものであるため、国際コンベンション主催者による活用を促進するため、交付対象となる国際会議等の要件、申請手続き等の周知を図るとともに、運営の効率化を進め利便性を高める。

(2) 効率的・効果的な業務運営の促進

業績評価の充実

成果主義を徹底するとともに、顧客満足度、費用対効果の向上を図るため、外部有識者による評価を含む業績評価制度を充実し、事業毎に評価を行う。

特に、実施する事業の実績あるいは成果毎に費用の経年比較を行う等、事業のあり方に関して不断の見直しを行う。また、業績評価の結果を踏まえ、従来以上に事業パートナー（地方自治体・観光関連事業者等）のニーズの変化に応えた事業を実施することに努める。

人事考課の徹底

全ての職員につき、業績評価の結果も参考にして、定期的に能力と実績を評価し、適正かつ厳格な人事考課を実施し、これを処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置とする（但し、海外において雇用した職員については、事務所所在国の人事・労務に係る法令・慣行に配慮しつつ、可能な限り人事考課を実施する）。他方、人事ローテーション、OJT（現場で仕事をしながらの

外部人材の活用

地方自治体・民間事業者等から有能な人材を登用・活用する。

海外の在外公館、諸外国の政府、観光関連機関等との連携強化

海外の在外公館、民間企業の海外事業所等に対し、外国人旅行者の来訪促進事業についての理解が深まるように働きかけ、できる限り、広報宣伝・情報提供等の分野での協力を求める等、海外における連携の強化を図る。

また、国土交通省が諸外国の政府との国際間の観光の交流促進のために行う政府間協議等について協力するとともに、機構も当該国の政府観光局等との連携・強調を図り、日本を含む複数国を目的地とするツアーの開発・造成に取り組む。

(3) 情報の公開

公正で民主的な組織運営を実現し、機構に対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開を積極的に推進する。

教育)研修等により職員の業務知識の習得、能力の向上を図る。
なお、海外において雇用した職員について、特に優秀と認められる者については、将来の基幹職員への登用の道を開くこととする。

外部人材の活用

関係者のニーズを業務に適正に反映させるとともに、業務を効率的に実施するため、地方自治体・観光関連事業者等から有能な人材を登用し積極的に活用する。

海外の在外公館等関連機関との連携の強化

ア 在外公館、他の公的機関の海外事務所、民間企業の海外事業所等に対し、外国人旅行者の来訪促進事業についての理解が深まるように働きかけ、できる限り、広報宣伝・情報提供等の分野での協力を求める等、海外における連携の強化を図る。

イ 国土交通省が諸外国の政府と連携して実施する国際観光協議について協力するとともに、他国の政府観光局等との連携・協調を図り、日本を含む複数国を訪れるツアーの開発に努める。

ウ (社)日本ツーリズム産業団体連合会、(財)アジア太平洋観光交流センター等の国内の関連団体との連携・協調を図る。

ナレッジ・マネジメント(知識経営)の確立

役職員の間でノウハウ・情報の共有を徹底し、効率的で付加価値の高い業務運営を図るため、ITを活用したナレッジ・マネジメント・システムを構築する。

(3) 事業成果の公表

機構に対する国民の信頼を確保するという観点から、インターネットを活用して機構が実施する事業の状況並びに事業の成果等を明らかにする等、情報の公開を積極的に推進する。

(4) 附帯する業務

4. 財務内容の改善に関する事項

中期目標期間中における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。
また、地方自治体、民間事業者等からの賛助金拠出の増加を図ることにより、自己収入の増加に努める。

機構が委託を受けている日本コンGRESS・コンベンション・ビューロー、国際観光テーマ地区等推進協議会等の事務局業務について、受入体制が整った段階で外部委託し、それによって生じるマンパワーを、外国人旅行者の来訪促進に係る他の業務に投入することを検討する。

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 自己収入の確保

地方自治体及び民間事業者の財政・経営状況が非常に厳しいことから、現在、機構の賛助金収入は漸減傾向にあるが、今後、事業パートナーの顧客満足度を高めることにより、地方自治体、民間事業者等からの賛助金拠出の増加を図るとともに、受託事業、募集事業、講演、研修等を積極的に開拓するなど、自己収入の確保を図る。

(2) 予算（人件費の見積を含む。）

（別紙）

(3) 収支計画及び資金計画

（別紙）

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、400百万円とする。

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

なし

6. 剰余金の使途

剰余金が発生した場合には、独立行政法人通則法第44条第3項の規定による国土交通大臣の承認を受けて、海外観光宣伝事務所の整備、海外宣伝事業関係経費の使途に充てる。

5 . その他業務運営に関する重要事項

資金拠出を行う事業パートナーに対し、「負担と受益」についての説明責任を果たし、事業パートナーとの連携を強化する。

7 . その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- (1) 機構の事業パートナーである地方自治体、観光関連事業者等の賛助金拠出者に対し、機構が実施する事業に係る「負担と受益」についての説明責任を果たし、事業パートナーとの連携を強化する。
- (2) 外国人旅行者の来訪を促進するためには、査証発給手続きの簡素化・迅速化、輸送力（航空便座席の供給量等）の増強等の施策が不可欠であることから、機構は、これらの施策を担当する関係機関に適宜要請を行う。

(1) 収支予算

[一般勘定] (単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|------------------|--------|
| <収入> | |
| 運営費交付金 | 10,248 |
| 賛助金・コンベンション協賛金収入 | 1,646 |
| 事業収入 | 1,507 |
| 事業外収入 | 33 |
| 計 | 13,434 |
| <支出> | |
| 業務経費 | 4,021 |
| 受託経費 | 1,798 |
| 人件費 | 6,247 |
| 一般管理費 | 1,368 |
| 計 | 13,434 |

(2) 収支計画

[一般勘定] (単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|--------------|--------|
| <費用の部> | |
| 経常費用 | 13,432 |
| 業務経費 | 4,021 |
| 受託経費 | 1,798 |
| 一般管理費 | 7,609 |
| 減価償却費 | 4 |
| 当期利益金 | 1 |
| 計 | 13,433 |
| <収益の部> | |
| 運営費交付金収益 | 10,243 |
| 国際観光振興事業収入 | 3,153 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 4 |
| 事業外収益 | 33 |
| 計 | 13,433 |

[交付金勘定] (単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------|-------|
| <収入> | |
| 寄附金収入 | 4,488 |
| 事業外収入 | 1 |
| 計 | 4,489 |
| <支出> | |
| 交付金事業経費 | 4,489 |
| 計 | 4,489 |

[交付金勘定] (単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------|-------|
| <費用の部> | |
| 経常費用 | 4,489 |
| 交付金事業経費 | 4,489 |
| 当期利益金 | 0 |
| 計 | 4,489 |
| <収益の部> | |
| 寄附金収入 | 4,488 |
| 事業外収益 | 1 |
| 計 | 4,489 |

[一般勘定] (単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|------------------|--------|
| <資金支出> | |
| 業務活動による支出 | 13,434 |
| 次期への繰越金 | 0 |
| 計 | 13,434 |
| <資金収入> | |
| 業務活動による収入 | 13,434 |
| 運営費交付金による収入 | 10,248 |
| 賛助金・コンベンション協賛金収入 | 1,646 |
| 事業収入 | 1,507 |
| 事業外収入 | 33 |
| 計 | 13,434 |

1. 人件費は退職手当金を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中下記を見込んでいる。
支出予定額： 5,913 百万円

2. 当法人における退職手当については、役員・職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

3. 運営費交付金の算定ルール
別添のとおり

[交付金勘定] (単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------|-------|
| <資金支出> | |
| 業務活動による支出 | 4,489 |
| 次期への繰越金 | 0 |
| 計 | 4,489 |
| <資金収入> | |
| 業務活動による収入 | 4,489 |
| 寄附金収入 | 4,488 |
| 事業外収入 | 1 |
| 計 | 4,489 |

運営費交付金の算定ルール

$$\text{運営費交付金} = \text{一般管理費 (A)} + \text{業務経費 (B)} + \text{特殊要因 (X)} - \text{自己収入 (Y1)} \\ - \text{運営費交付金対象外事業収益 (Y2)}$$

$$1. \text{一般管理費 (A)} = (\text{人件費 (S)} + \text{その他一般管理費}) \times \text{効率化係数}$$

$$\text{人件費 (S)} = \text{役職員給与} + \text{法定福利費}$$

- ・ 15年度は、積み上げ方式による。
- ・ 16年度 = 前年度人件費の平年度化 × 人件費調整係数（給与改定率等）S
- ・ 17年度以降 = 前年度人件費 × 人件費調整係数（給与改定率等）S

その他一般管理費

- ・ 15年度は、積み上げ方式による。
- ・ 16年度 = 前年度一般管理費の平年度化 × 消費者物価指数
- ・ 17年度以降 = 前年度一般管理費 × 消費者物価指数

$$2. \text{業務経費 (B)} = \text{一般管理費以外の経費}$$

- ・ 15年度は、積み上げ方式による。
- ・ 16年度 = 前年度業務経費の平年度化 × 効率化係数 × 政策係数 × 消費者物価指数
- ・ 17年度以降 = 前年度業務経費 × 効率化係数 × 政策係数 × 消費者物価指数

$$3. \text{特殊要因 (X)} = (\text{毎年度の予算編成過程において決定})$$

- ・ 退職手当

$$4. \text{自己収入 (Y1)} = \text{運営費交付金を財源として実施する事務事業から生じるであろう} \\ \text{自己収入の見積り額}$$

- ・ 15年度は、積み上げ方式による。
- ・ 16年度 = 前年度自己収入の平年度化 × 収入政策係数 y1
- ・ 17年度以降 = 前年度自己収入 × 収入政策係数 y1

$$5. \text{運営費交付金対象外事業収益 (Y2)} = \text{営費交付金を財源として実施しない事務事業から} \\ \text{生じるであろう自己収入} - \text{当該収入に係る} \\ \text{支出}$$

- ・ 15年度は、積み上げ方式による。
- ・ 16年度 $\text{前年度当該自己収入の平年度化} \times \text{収入政策係数 } y2 - \text{前年度当該自己収入に係る支出}$
- ・ 17年度以降 $= \text{前年度当該自己収入} \times \text{収入政策係数 } y2 - \text{前年度当該自己収入に係る支出}$

注：本収益がマイナスの場合には0とする。

【注記】前提条件

- ・ 人件費調整係数（給与改定率等）s：毎年度の予算編成過程において決定
- ・ 効率化係数：毎年度の予算編成過程において決定
- ・ 効率化係数：毎年度の予算編成過程において決定
- ・ 消費者物価指数：毎年度の予算編成過程において決定
- ・ 政策係数：毎年度の予算編成過程において決定
- ・ 自己収入政策係数 y1：毎年度の予算編成過程において決定
- ・ " y2：毎年度の予算編成過程において決定
- ・ 運営費交付金を充当する事業及び充当率は次のとおりである。

| | |
|--------------|--------|
| 海外宣伝事務所費 | ： 90% |
| 総合観光案内所費 | ： 90% |
| 海外宣伝事業費 | ： 90% |
| 国際協力事業費 | ： 90% |
| 海外宣伝資料作成費 | ： 70% |
| コンベンション振興対策費 | ： 50% |
| 調査研究費 | ： 50% |
| 受入対策 | ： 50% |
| 国際観光交流支援事業費 | ： 50% |
| 役職員給与 | ： 100% |
| 法定福利費 | ： 100% |
| 退職手当 | ： 100% |
| 一般管理費 | ： 90% |
| 交際費 | ： 80% |

なお、中期計画期間中の効率化係数、については下記により推計している。

- ・ 人件費調整係数：期間中 1.000として推計
- ・ 効率化係数：期間中 0.9757として推計
- ・ 効率化係数：期間中 0.990として推計

独立行政法人水資源機構 中期目標・中期計画対照表

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 |
|---|---|
| <p>(序文) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>(前文) 水は生命の根源であり、生活の基盤をなす基本的な資源である。 水利用の実態を概観してみると、これまでの水資源開発により、増加し続けてきた水需要に対し供給が追いつかない状況は脱しつつあるところであるが、近年の降水の年々変動の増大や少雨化傾向等により、安定的な水供給を確保する上でそれぞれの水系毎に対応すべき課題が残されている状況にある。 また、国民の健康面での安全性に関する意識の高まり等から、飲料水、かんがい用水等として利用される水の「質」に対する要求も高くなっている。 このような状況の中、水資源開発公団については、特殊法人等整理合理化計画により、新規の開発事業は行わないこととする方針が示され、機構が設立された。 機構が、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築及び管理等を行うことにより、用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図るという役割を果たしていくに当たっては、ライフサイクルを通じたコスト低減の観点も含めたコスト縮減、円滑な事業実施のための関係機関との連携、水質を含めた環境の保全に関する配慮、ライフライン確保等の観点からの適切な危機管理、水源地域の保全・活性化等に継続的に取り組むこと等により、利水者・国民のニーズに応えるよう努めることが期待される。 また、これらの業務実施に当たっては、独立行政法人制度の趣旨に則り、適正かつ効率的に業務を運営するとともに、利水者をはじめとした関係者はもとより広く国民に対し組織及び業務運営の状況につき適切に情報提供に努めなければならない。 さらに、水資源開発基本計画が変更された際や行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく個別事業の事業評価等が行われた際は、必要に</p> | <p>(序文) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣から指示を受けた平成15年10月1日から平成20年3月31日までの期間における独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を以下のとおり定める。</p> <p>(前文) 機構は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い、用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的として設立された独立行政法人である。 近年の国民の価値観の多様化に対応して、水資源の開発及び利用に関しては、用水として利用される水の「質」に対する要求が高まるなど、量的な安定供給のみならず、流域全体を見据えた水質をはじめとする水環境の保全や水源地域の活性化が重要になっている。一方、我が国経済が厳しい状況にあることも反映して、利水者等からコストの一層の抑制を要請されている。 機構は、これらの状況を的確に把握し、所期の使命を果たすとともに、その業務運営上、より透明性を確保することで、利水者をはじめ広く国民から信頼され、一層の協力・支援を得られる組織となり、「安全で良質な水を安定して安くお届けする」ことを理念として、公共公益的な役割を民間企業的な経営感覚をもって効率的かつ自律的に実施していくものとする。 なお、水資源開発基本計画が変更された際や行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく個別事業の事業評価等が行われた際は、必要に応じて、事業実施計画・中期計画の変更等の措置を早期に講じるほか、中期計画に基づいて策定される計画等個々の施策や財務の執行については、その実施状況のフォローアップを適宜行い、必要に応じてその内容を見直す等、柔軟な対応を図るものとする。</p> |

じて、事業実施計画・中期計画の変更等の措置を早期に講じるものとする。
以上の観点を踏まえた上で、水道、農業、工業の各用水の低廉かつ安定的な供給等を行うことにより、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資するという、法人の任務を的確に遂行するものとする。

1 中期目標の期間

機構の第1期中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6ヶ月間とする。

2 業務運営の効率化に関する事項

(1) 機動的な組織運営

独立行政法人として効率的な事業運営を行うために、機動的な組織運営を図ること。また、職員のインセンティブ確保等による資質向上に努めること。

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

業務運営の効率化を図るため、機動的な組織運営及び効率的な業務運営に努めるとともに事務的経費の節減を実施する。

また、利水者や地域の方々との信頼関係を一層発展させるとともに、職員の意識改革を図るため、利水者との意見交換、流域に関する勉強会の実施、広報の充実等を柱とした「アクションプログラム」を本社、支社、局及び全事務所で実施する。

(1) 機動的な組織運営

重点的かつ効率的な組織整備を行うことにより、機動的な組織運営の実現を図る。

また、新人事制度の導入・運用や職員のインセンティブ確保等による資質向上を図る。

機動的な組織運営

本社においては、機構発足に併せて、利水者窓口の明確化を図る組織、中長期的な視点に立った事業計画の立案、計画実施後の評価等の経営戦略を担う組織、事業実施から負担金調整までの業務を一貫して担う組織の整備を実施するとともに、支社及び局においても、利水者対応窓口機能の強化を図る。

また、複数の組織に横断的に関係する課題等に対しては、プロジェクトチーム等の活用を図る。

さらに、新築、改築又は管理を新たに開始する施設に係る事務所については、原則として、総合事業所（総合管理所）化等を図ることにより、効率的な組織整備を図るとともに、既存施設に係る事務所等についても利水者の意向を踏まえつつ、可能な限り近隣事務所間の統合を行う。

新人事制度の導入・運用

(2) 効率的な業務運営

業務運営全体を通じて、情報化・電子化による業務改善、業務の外部委託等を図ることにより、効率的で経済的な事業の推進が可能となる環境を確保すること。

機構発足に併せて、職員の能力開発に寄与し、インセンティブの確保及び向上に資するため、機構の経営理念及び組織目標の実現に向けて努力し、又は貢献している職員の能力や業績を適正に評価する能力等級制度、評価制度等を導入する。また、これらの制度による評価結果を給与、さらに適材適所の人員配置等に反映する新人事制度を導入する。なお、運用後も当該制度の改善点等の検討を行うとともに、その適正な運用を図る。

職員の資質向上

機構発足に併せて、職員がその能力を発揮できるよう、等級別に修得すべき能力、知識等を明確にし、OJT、任用、研修、自己研鑽等を通じた職員の育成のための人材育成プログラムを作成する。

また、職員自らが積極的に自己研鑽しやすい環境を作ることにより、現在職員が取得している機構業務に関連する公的資格保有率（1資格1ポイントと評価し職員総数で割った割合）を、1.0（平成15年4月現在）から1.2へ向上させる。

(2) 効率的な業務運営

業務運営全体を通じて、情報化・電子化による業務改善、業務の一元化の推進及び外部委託を引き続き実施することにより、業務運営の効率化を図り、効率的かつ経済的な業務の推進が可能となる環境を確保する。

情報化・電子化による業務改善

機構移行に伴い必要となる既存システムの更新を実施するとともに、IT（情報技術）を有効利用し、更なる業務の効率化を図ることが可能な環境を確保するため、次に掲げるシステムの開発等を実施する。

1) 人事システムの総合システム化

平成16年度までに、新人事制度導入に伴う人事システムの更新を実施するとともに、総務・人事部門の勤務時間管理、諸手当申請・認定、旅費等に係る定型事務の効率化、簡素化を図るため、機構内での各種届出、申請等の業務を支援する電子申請システムの開発を行う。電子申請システムの開発に当たっては、BPR（ITを活用した業務プロセスの再構築）を実施し、業務プロセスの簡素化を図るとともに、給与計算業務の効率化、省力化を図るため、人事システムと自動連携した人事総合システムとする。

(3) 事務的経費の節減
事務的経費（人件費（退職手当を除く。）を含み、本社移転経費を除く。）については、特殊法人時の最終年度（平成14年度）と中期目標期間の最終年度を比較して13%節減すること。

(4) 事業費の縮減
事業費については、特殊法人時の最終年度（平成14年度）と中期目標期間の最終年度と比較して10%縮減すること。

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 計画的で的確な事業の実施

2) 知識活用（ナレッジ）システムの実施
個々の職員の持つ知識、ノウハウを組織全体として活用することができる機構資料の検索機能、個々の職員が専門とする技術等に関する問い合わせ機能等を有する知識活用（ナレッジ）システムについては、対象としている職員の割合を、概ね50%（平成15年4月現在）から100%に拡大する。

3) C A L S / E C の推進
C A D（電子作図システム）、G I S（地理情報システム）などシステムの統一化及びインターネットを利用した情報の共有化を推進する。また、電子納品の対象工事においては、電子納品対象契約額を6,000万円以上から500万円以上とし、契約額500万円以上の電子納品の割合を、6%（平成14年度実績）から100%に拡大する。

組織間の役割分担の見直しと業務の一元化
平成17年度までに、今後における機構の役割、業務の見通し等を踏まえつつ、本社、支社、局及び事務所との間の役割分担を整理することにより、複数の部署にまたがる業務の一元化を図る。

外部委託の実施
庁舎管理、車両管理など単純、定型的な業務については、概ね100%の外部委託を実施する。

(3) 事務的経費の節減
機動的な組織運営や効率的な業務運営を図ることなどにより、事務的経費（人件費（退職手当を除く。）を含み、本社移転経費を除く。）については、特殊法人時の最終年度（平成14年度）と中期目標期間の最終年度を比較して13%節減する。

(4) 事業費の縮減
事業費については、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、特殊法人時の最終年度（平成14年度）と中期目標期間の最終年度と比較して10%縮減する。

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 計画的で的確な事業の実施

施設の新築事業については、渇水時にも安定的に水を供給する観点から計画的かつ的確な実施に努めること。

施設の改築事業については、ライフサイクルコスト低減の観点、水路からの漏水防止及び地震時等の施設損壊による断水防止等の安定的な水の供給の観点から計画的かつ機動的な実施に努めること。

及び に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施に努めること。

継続中の事業については、その事業の進捗状況を踏まえた中期計画を作成すること。

中期目標期間内の事業の実施に当たっては、毎年度の国の予算を踏まえたうえで、的確に行うこと。

(2) 的確な施設の管理

施設管理規程に基づき的確な管理を行い、安定的な水供給に努めること。特に、渇水等の異常時においては、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、その影響の縮小に努めること。

日常的に水質情報を把握し、安全で良質な水の提供に努めること。また、水質が悪化した場合及び水質事故発生時には、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、その影響の軽減に努めるとともに、必要に応じその対応について率先した役割を担うこと。

特定施設においては、的確な洪水調節操作を行い、洪水被害の防止又は軽減を図ること。

施設管理に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施に努めること。また、水資源の利用の合理化に資するため独立行政法人水資源機構法〔(平成14年法律第182号)以下「法」という。〕第12条第1項第2号に該当する施設として当該施

新築事業

別表1「ダム等事業」及び別表2「用水路等事業」に掲げる9施設の新築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的で的確な事業執行を図る。

改築事業

ライフサイクルコスト低減の観点、水路からの漏水防止及び地震時等の施設損壊による断水防止等の安定的な水の供給の観点から、別表1「ダム等事業」及び別表2「用水路等事業」に掲げる6施設の改築事業については、的確な施設更新を実施するとともに、1施設については、改築を検討する。

付帯業務及び委託発電業務

上記に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施を図る。

(2) 的確な施設の管理

施設管理規程に基づいた的確な管理等

別表3「施設管理」に掲げる施設については、施設管理規程に基づいた的確な施設管理等を実施するとともに、平成6年度のような渇水の発生時においても、渇水調整と相まって、国民への重大な支障を与えないよう、その影響の軽減に努める。

なお、水資源の利用の合理化に資するため、独立行政法人水資源機構法〔(平成14年法律第182号)以下「法」という。〕第12条第1項第2号八に規定する施設の管理を受託した場合には、的確な管理を行う。

1) 安定的な水供給に当たっては、安全で良質な水の供給に努める。また、水質情報の把握を行い、富栄養化現象など水質に異常が見られた場合には、利水者や関係機関との連絡調整を図るとともに、必要に応じて、水質改善についての検討を行い、可能な対策を実施

設の管理を受託した場合には、的確な管理を行うこと。

- (3) 災害復旧工事の実施
災害の発生に伴い、被害が発生した場合には、従来の機能等を早期に

する。

- 2) 水質事故等の発生時においては、利水者、河川管理者、関係機関等と連絡・調整を図り、的確な施設操作を行う等、その影響の軽減に努める。
- 3) 特定施設については、的確な洪水調節操作を行い、洪水被害の防止又は軽減に努める。
- 4) 施設管理に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施を図る。
- 5) 環境の保全に配慮したダム管理のあり方についての調査検討を行うとともに、環境への負荷の低減にも取り組む。
- 6) 水源地域と下流受益地の相互理解促進に努めるとともに、施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域とのコミュニケーションを図る。

管理所施設等の耐震化

管理所施設等の耐震化計画を策定し、適切に対策を講じることにより耐震性能を高めた施設等の割合を、25%（平成15年4月現在）から70%に高める。

説明施設等のバリアフリー化

既存の説明ホールや資料館等の説明施設のバリアフリー化計画を策定し、バリアフリー化のための改築等を進め、83%（平成15年4月現在）から100%に高める。

水管理情報の発信

- 1) 中期目標期末において、機構が管理する利水及び治水機能を有する20ダムについて、毎日、水管理に関する情報（流入量、放流量、水位等）をホームページを通じて発信する。
- 2) 全管理所において日常的に水質情報の把握を行う。また、水質調査結果等を取りまとめた「水質年報（仮称）」を、平成15年度分から作成し、公表する。

- (3) 災害復旧工事の実施
災害の発生に伴い、被害が発生した場合には、従来の機能等を早期に

回復できるよう、迅速に災害復旧工事を行うこと。

(4) 総合的なコストの縮減

できるだけ安く水を供給する観点から「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」に基づくとともに、公共事業コスト構造改革に係る取り組みを参考としつつ、新技術の開発やライフサイクルを通じたコスト低減の観点も含めた総合的なコストの縮減を図ること。

(5) 環境保全への配慮

業務の実施に当たっては、環境の保全について配慮すること。

に回復できるよう、迅速に災害復旧工事を行うとともに、これに附帯する事業についても的確な実施を図る。

(4) 総合的なコストの縮減

平成19年度において、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減率を達成する。このため、これまで開発及び蓄積してきた技術、ノウハウを活用し、施設等の安全性や信頼性を確保した上で、設計の最適化、ライフサイクルコストの低減、事業便益の早期発現等を主たる内容とする「水資源機構コスト構造改革プログラム（仮称）」を平成15年度中に策定し、例えば、堤体構造の見直し等、各事業においてコスト縮減に取り組む。

(5) 環境保全への配慮

水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立をめざし、職員の環境意識や環境対応の向上等を目的として、平成12年11月に策定した「環境に関する行動指針 - 環境対応の基本的考え方編 - 」に基づき、次に掲げる環境保全への取り組みを実施することにより、事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図る。

また、事業の実施に伴い発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達についても積極的に取り組み、環境への負荷の低減を図る。

自然環境の保全

新築及び改築事業においては、事業実施に伴う動植物、生態系、水質及び景観等自然環境への影響を把握するため、事業実施区域及びその周辺の適切な自然環境調査及び環境影響予測・評価を実施し、必要に応じて影響を回避、低減及び代償するための環境保全措置を講じることにより、自然環境の保全に取り組む。これらの環境保全措置については、モニタリング調査を実施してその効果を検証する。なお、自然環境調査、環境保全措置の検討及びモニタリング調査に当たっては、必要に応じて外部専門家等から構成される委員会等を設置し、指導・助言を得ながら実施する。

面的な地形改変を伴うダム工事の実施に当たっては、環境巡視などにより現況を把握し、必要に応じて改善対策等を講じるほか、工事関係者と一体となって環境保全に取り組むために、環境保全協議会の設置や工事毎に環境保全管理担当者の配置を行う。また、環境に対する意識の向上や工事及び調査実施時の適切な環境対応に資するため、事業実施区域及びその周辺区域の自然環境の現状や希少な動植物などについて取りまとめた環境ハンドブック等を作成し、職員、工事・調査関係者、住民等に配布、周知する。

管理業務においては、施設管理が施設周辺の自然環境に与える影響の把握や施設管理と周辺の自然環境との調和が必要な場合には、自然環境調査を実施するとともに、その結果に応じて必要な環境保全措置を講じ、モニタリング調査を行う。

環境学習会の実施

地域環境の保全、地域住民等への環境保全に関する知識の啓発並びに機構の事業及び環境保全の取組みに対する地域住民の理解を得ることを目的として、年間5事業所（平成14年度実績）で開催している、職員、地域住民、利水者、工事・調査関係者等が参加する環境学習会を、中期目標期間末において、全事業所が開催し、又は参加するよう拡大する。

また、環境に関する専門的知識を修得させるため、中期目標期間中延べ200名以上の職員に、外部の機関が実施する研修及び機構自らが実施する専門研修を受講させるとともに、環境に関する意識等を高めるため、中期目標期間中延べ1,000名以上の職員を対象に、環境に関するカリキュラムを設けた一般研修を実施する。

環境情報の発信

環境保全の取組み等を取りまとめた「環境レポート（仮称）」及び水質調査結果等を取りまとめた「水質年報（仮称）」を、平成15年度分から作成し、公表する。

なお、「環境レポート（仮称）」の公表に際しては、種の保護等に配慮して行う。（一部再掲）

建設副産物等のリサイクル

循環型社会の形成に取り組むため、次のとおり建設副産物の再資源化率、再資源化・縮減率及び有効利用率の目標値（平成17年度まで）を定め、建設工事により発生する建設副産物について、その発生を抑制するとともに、そのリサイクルを行う。

なお、平成18年度以降については、国の「建設リサイクル推進計画」に係る取組みに合わせて、新たな目標値を設定することにより、その達成を図る。

〔再資源化率〕

| | |
|----------------|-----|
| アスファルト・コンクリート塊 | 98% |
| コンクリート塊 | 96% |
| 建設発生木材 | 60% |

〔再資源化・縮減率〕

| | |
|---------|-------------|
| 建設発生木材 | 90% |
| 建設汚泥 | 60% |
| 建設混合廃棄物 | H12に対し25%削減 |
| 建設廃棄物全体 | 88% |

〔有効利用率〕

| | |
|-------|-----|
| 建設発生土 | 80% |
|-------|-----|

注) 機構全国平均値

また、中期目標期間中、流木のリサイクルに取り組むダム施設数を、18ダム（平成15年4月現在）から25ダム（流木が流入する全ダム数）へ拡大する。

環境物品等の調達

環境物品等の調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたもの（特定調達物品等）を100%調達する。

ただし、特定調達品目のうち、公共工事については、同基本方針に規定された目標に基づき、的確な調達を図る。

環境保全に配慮したダム管理のあり方の検討

ダム管理については、地域住民等の意見を伺うアンケート等を含めて、環境の保全に配慮したダム管理のあり方について調査検討を行う。

(6) 危機管理

地震災害等不測の事態に対する危機管理体制を確立し、日頃から危機的状況を想定した訓練等を実施することで、危機的状況の発生時には的確な対応を図ること。

(6) 危機管理

危機的状況への的確な対応

大規模かつ広域的な、地震、風水害、水質事故及び第三者による事故等により危機的状況が発生した場合には、防災業務計画等に基づき、迅速な情報収集及び伝達を図るとともに、施設の安全の確保と水の安定供給、被災者への対応のための適切な措置等を講じる。

日頃からの訓練

国と連携して、本社、支社、局及び全事務所を対象に災害、危機的状況を想定した訓練を、年1回以上実施するとともに、災害に備えた機構独自の、非常時参集訓練（不定時）、設備操作訓練等を適宜実施することにより、発災時に備える。

(7) 工事及び施設管理の委託に基づく業務

法第12条第2項の規定に基づき調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、その適切な実施を図ること。

(8) 関係機関との連携

適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供等を行うこと等により積極的な連携を図ること。また、用途間転用等水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。

(9) 説明責任の向上

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

施設の安全点検

一般の人が利用する全ての施設を対象として、安全性の点検を毎月実施する。

(7) 工事及び施設管理の委託に基づく業務

法第12条第2項の規定に基づき調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、機構の持つノウハウや技術等を積極的に活用し、その適切な実施を図る。

(8) 関係機関との連携

業務運営に関する適切な情報提供等を行うこと等により、関係機関と積極的な連携を図り、適切な役割分担の下に効率的な業務を推進するため、本社、支社及び局の利水者対応窓口機能の強化を図る（再掲）ほか、次に掲げる事項を実施する。

事業実施計画又は施設管理規程の策定又は変更に伴い、費用の負担割合を決定等する場合にあっては、費用負担者に対して必要な情報提供を行うとともに、関係機関との円滑な調整を図る。

利水者に対して、個別事業の年間計画策定時等、業務内容や負担金の算出根拠等の説明及び利水者の要望等の把握を行うため、年1回以上説明会を実施する。

ダム等施設管理業務においては、下流近隣市町村等を対象に、ダム放流時の連絡、手続等について、年1回以上説明会を実施する。

用水路等施設管理業務においては、管理運営に関する重要事項の審議及び利水者等の要望等の把握を行うため、年1回以上協議会等を開催する。

積極的な連携、適切な役割分担を図るため、関係機関等に必要に応じて様々な情報の提供を行うほか、危機的状況時における協力関係等を構築するため、必要な打合せ等を実施する。

用途間転用等水資源の利用の合理化の実施に当たっては、積極的に関係機関との円滑な調整を図る。

(9) 説明責任の向上

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民及び地域住民に対する機構業務の説明責任の確保を図るため、適時的確な情報提供を行うと

ともに、機構の行っている業務の効果を、客観的に分かりやすく説明するための方法について調査検討を行うほか、次に掲げる取組みを実施することにより、広報及び情報公開機能を強化する。

水管理情報の提供

中期目標期末において、機構が管理する利水及び治水機能を有する20ダムについて、毎日、水管理に関する情報（流入量、放流量、水位等）をホームページを通じて発信する。（再掲）

財務内容の公開

1) 国民への財務内容の公開

財務内容の透明性の確保を図るため、財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社、支社、局及び全事務所に備え置くことで、閲覧できる環境を整備する。また、国民へのサービス向上を図るため、事業種別等で整理したセグメント情報についても積極的に公表する。

2) 機関投資家への財務内容の公開

市場を通じ業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の発行に伴い作成する機関投資家への事業報告書（インベスターズ・ガイド）については、ホームページに掲載し、引き続き業務運営の透明性を確保する。

ホームページの充実

積極的な情報発信を図り、インターネットホームページの積極的な活用を図るため、上記及びの情報の発信を行うほか、本社ホームページの英語版を作成する。また、5日以内に更新が可能な環境を整備する。

さらに、機構が国内外の学会、専門誌等に発表した研究成果等についても、掲載する。

以上の取組みを通じて、ホームページの充実を図ることにより、中期目標期末での年間アクセス件数を、16万件以上とする。

パンフレット等の作成・更新

機構の目的や仕組、また、施設の目的・概要等を説明するためのパンフレットについては、全施設等を対象に129種を整備しているところであるが、今後とも事業の進捗等必要に応じて見直し等を行い、更新・作成を実施する。広報誌についても、より有効で効率的な広報活動を実施するため、内容の充実を図るとともに、

(10) 事業関連地域との連携促進

事業への理解を得るとともに、円滑な事業推進等を図るため、事業関連地域と積極的な連携を図ること。特に、上下流地域の連携を促進するとともに、水源地域の保全・活性化に関する施策についても、利水者との調整を図りつつ、積極的に参画すること。

(11) 技術力の維持・向上

技術力の維持、向上及び蓄積した技術力の広範な提供を行う上での環境整備を図ること。

設置依頼箇所(平成15年4月現在 128箇所)を、10%増加させる。

「水の日」及び「水の週間」への取組み

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深めるため、毎年8月に実施する「水の日」及び「水の週間」について、関係機関との共同開催も含めて、本社、支社、局及び全事務所において関連イベント等取組みを実施することにより、毎年度4万人以上の来場者数を確保する。

広報活動の質の向上

広報活動の質の向上を図るため、年間を通じて各施設等において実施された広報活動について、毎年度、コンテスト等を実施する。

(10) 事業関連地域との連携促進

業務への理解、協力を得て、円滑な業務実施を図るため、次の施策を実施することにより、事業関連地域との連携を推進する。

地域のニーズ及び自然環境に配慮した施設整備・施設管理

全事務所において、地域代表者との意見交換等により地域のニーズを把握した上で、地域環境との調和や自然環境へ配慮した施設整備・施設管理の取組みを行うこととし、特に、用水路等事業においては、水路周辺の地域環境との調和等に配慮した水路づくりを行う。

地域交流の実施とコミュニケーションの増進

水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、施設を核とした上下流交流を推進する。また、施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域とのコミュニケーションを図るとともに、本社、支社及び局と連携を図り、全事務所において、年1回以上施設周辺地域とのコミュニケーションの機会を設け又は参加する。

生活再建対策の実施と地域振興への協力

新築又は改築事業に直接関わる住民及び下流受益地の理解と協力を得て、水源地域対策特別措置法及び水源地域対策基金と相まって、関係者の生活再建対策を実施するとともに、地方公共団体等が実施する地域振興の推進に協力する。

(11) 技術力の維持・向上

技術力の維持、向上及び蓄積した技術力の広範な提供を図るため、次の取組みを実施する。

4 財務内容の改善に関する事項

「2 業務運営の効率化に関する事項」及び「3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」で定めた事項について配慮するとともに、中期目標期間中に計画される事業量等に基づき中期計

新技術への取組み

- 1) 計画的に新技術の活用等に取り組むとともに、「施設の効率的な管理と管理技術の体系化、水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立、事業コスト縮減」をキーワードとした「技術5カ年計画(仮称)」を、平成15年度中に作成する。また、作成された「技術5カ年計画(仮称)」に基づき、技術の開発や普及を進め、技術力の維持・向上を図る。
- 2) 毎年度、機構内において「技術研究発表会」を実施する。また、技術開発を通じた発明・発見にあたる事案については、特許等の取得を推進する。

蓄積された技術の整備・活用

これまで蓄積してきた技術力の体系的整理や新たな知見等の活用を図るため、新築、改築、管理及び環境等に関する6指針23編の指針等の作成、更新等を行う。

また、個人の持つ技術・ノウハウを組織として活用するため、知識活用(ナレッジ)システムの問い合わせ機能等の対象者拡大を図る(再掲)ことにより、蓄積された技術等の活用を図る。

技術力の提供

- 1) 技術力の提供、積極的な情報発信を行うため、毎年度、上記「技術研究発表会」における優秀な論文等を50題以上、学会、専門誌等に発表する。
- 2) 機構施設における関係機関を対象とする研修の開催等を通じ、機構の技術の公開を進める。

国際協力の推進

開発途上国の水資源の開発や管理を行う機関に対して、機構の蓄積した技術情報及び知識の提供や共有を図るとともに、技術者の能力養成に係る協力等の業務を行う。

3 予算(人件費の見積りを含む)収支計画及び資金計画

「1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」及び「2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項及び事業量等に基づいて

画の予算を作成し、当該予算による業務運営を行うこと。

5 その他業務運営に関する重要事項

- (1) 施設・設備に関する計画
本社・支社等に係る宿舍、研修施設又は実験設備等については、所要の機能を長期間発揮し得るよう、的確な維持管理に努めるとともに計画

中期計画の予算を作成し、当該予算による業務運営を行う。

- (1) 予算（人件費の見積りを含む） 「別表4」
[人件費の見積り]
中期目標期間中総額70,870百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。
なお、見積りを作成するにあたっては、給与改定率（ベア率及び昇級原資（率））及び消費者物価指数の伸率を、ともに0%と仮定して算出しているものである。
- (2) 収支計画 「別表5」
- (3) 資金計画 「別表6」
- 4 短期借入金の限度額
一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、単年度300億円とする。
- 5 重要な財産の処分等に関する計画
なし。
- 6 剰余金の使途
剰余金の使途については、次のとおりとする。
- (1) 一般積立金
割賦負担金に対応する長期借入金又は水資源開発債券の借換の際の金利変動等に備えるための積立金
- (2) その他積立金
新築及び改築事業並びに管理業務等に係る国民及び利水者の負担の軽減を図るための機構の経営基盤の強化及び利水者、地域住民等へのサービスの向上に資する業務
- 7 その他業務運営に関する重要事項
- (1) 施設・設備に関する計画
中期目標期間中に実施する主な本社、支社及び局等に係る宿舍、研修施設又は実験設備等に係る整備・更新及び改修は、次のとおりとす

的な整備・更新を行うこと。

- (2) 人事に関する計画
人員の適正配置により業務運営の効率化を図ること。

- (3) 積立金の使途
公団から承継した積立金の使途への充当にあたっては、機構の財政基盤の保全・強化を図るとともに、国民及び利水者の負担の軽減に努めること。

- (4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項
利水者負担金に関する事項
建設負担金を前払いする方式が可能な限り活用されるよう努めること。

る。
「別表7」

- (2) 人事に関する計画
業務運営の効率化を図るため、人員の適正配置・定員の削減を図る。

人事配置の再編

最盛期を迎える事業にあつては、重点的な人員配置を行う。

また、経営企画・環境・広報等の多角的な対応が求められる業務については、機動的な組織運営を確保するため、事務系職員と技術系職員が一体となって業務の推進が図れる人事配置とする。

定員の削減

効率的組織整備や業務運営を図ること等により、定員の削減を図る。

特殊法人時の最終年度（平成14年度）期首における定員

1,894人

中期目標期間の最終年度（平成19年度）期末における定員

1,579人（ 315人）

- (3) 積立金の使途
公団から承継した積立金の使途については、次のとおりとする。

一般積立金

一般勘定においては割賦負担金に対応する長期借入金又は水資源開発債券の借換の際の金利変動等に備えるための積立金

愛知用水事業特別勘定及び豊川用水事業特別勘定においては発生する利息を管理業務費へ充当するための原資としての積立金

目的積立金

新築及び改築事業並びに管理業務等に係る国民及び利水者の負担の軽減を図るための機構の経営基盤の強化及び利水者、地域住民等へのサービスの向上に資する業務

- (4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項

利水者負担金に関する事項

前払い方式の活用を最大限図ることとし、これを希望する利水者の要請には基本的に応じる。さらに、前払い方式と従来方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の適切な判断に資する。

中期目標期間を越える債務負担

中期目標期間を越える債務負担
中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

別表1 「ダム等事業」

1. ダム等事業の進捗計画

(1) 事業の進捗概要

1) 事業の完了・効果発現を予定している事業

| 事業名 | 主務大臣 | 目的 | | | | | 備考 |
|--------|--------|-------|-----------------|------|------|------|---------------|
| | | 洪水調節等 | 河川の流水の正常な機能の維持等 | 農業用水 | 水道用水 | 工業用水 | |
| 滝沢ダム建設 | 国土交通大臣 | | | | | | 平成19年度に完成させる。 |
| 徳山ダム建設 | 国土交通大臣 | | | | | | 平成19年度に完成させる。 |

2) 事業の進捗を予定している事業

| 事業名 | 主務大臣 | 目的 | | | | | 備考 |
|----------|--------|-------|-----------------|------|------|------|-----------------|
| | | 洪水調節等 | 河川の流水の正常な機能の維持等 | 農業用水 | 水道用水 | 工業用水 | |
| 思川開発 | 国土交通大臣 | | | | | | 事業用地取得中 |
| 戸倉ダム建設 | 国土交通大臣 | | | | | | 事業用地取得及び付替道路工事中 |
| 武蔵水路改築 | 国土交通大臣 | | | | * | | 関係機関協議中 |
| 川上ダム建設 | 国土交通大臣 | | | | | | 事業用地取得及び付替道路工事中 |
| 丹生ダム建設 | 国土交通大臣 | | | | | | 事業用地取得及び付替道路工事中 |
| 大山ダム建設 | 国土交通大臣 | | | | | | 事業用地取得及び付替道路工事中 |
| 小石原川ダム建設 | 国土交通大臣 | | | | * | | 関係機関協議中 |

3) このほか、浦山ダム及び日吉ダム事業は平成18年度にダム建設調整費の償還完了を予定している。

(2) 計画事業量

| | |
|-----------------------------|----------|
| 事業用地取得量 | 3 km2 |
| 事業用地取得量(36km2)の9%である。 | |
| 付替道路施工延長 | 1.5 km |
| 付替道路工事延長(138km)の11%である。 | |
| ダム本体打設(盛立)量 | 1,125万m3 |
| ダム本体打設(盛立)量(45百万m3)の25%である。 | |

注1) 目的欄中 *は都市用水を示す。

注2) 上記進捗計画は、下記のような機構の裁量外である事項を除いて設定したものである。

- ・ 国からの交付金、補助金の各年度予算の変動
- ・ 水資源開発基本計画等国において決定される計画、行政機関が行う政策評価に関する法律に基づく個別事業の事業評価他の事業主体により実施される水源地对策の進捗状況、その他 他律的な事項
- ・ 自然災害、希少動植物の発見による環境保全、その他の予測し難い事項

注3) 滝沢ダム、徳山ダム、川上ダムでは、発電を受託している。

別表2 「用水路等事業」

2. 用水路等事業の進捗計画

(1) 事業の進捗概要

1) 事業の完了・効果発現を予定している事業

| 事業名 | 主務大臣 | 目的 | | | | | 備考 |
|---------|----------------------------|-------|-----------------|------|------|------|---------------|
| | | 洪水調節等 | 河川の流水の正常な機能の維持等 | 農業用水 | 水道用水 | 工業用水 | |
| 房総導水路建設 | 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 | | | | | | 平成16年度に完成させる。 |
| 愛知用水二期 | 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 | | | | | | 平成18年度に完成させる。 |

2) 事業の進捗を予定している事業

| 事業名 | 主務大臣 | 目的 | | | | | 備考 |
|-------------|----------------------------|-------|-----------------|------|------|------|--------------|
| | | 洪水調節等 | 河川の流水の正常な機能の維持等 | 農業用水 | 水道用水 | 工業用水 | |
| 印旛沼開発施設緊急改築 | 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 | | | | | | 機場工事中 |
| 群馬用水施設緊急改築 | 厚生労働大臣 農林水産大臣 | | | | | | 水路工事及び機場工事中 |
| 豊川用水二期 | 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 | | | | | | 水路工事中 |
| 香川用水施設緊急改築 | 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 | | | | | | 水路工事及び調整池工事中 |

3) 両筑平野用水施設については、改築（二期）事業の計画的かつ機動的な実施について検討する。

(2) 計画事業量

| | |
|--|--------------------|
| 水路工事（改築）延長 | 96 km |
| 水路工事延長（改築含む、939km）の10%である。 | |
| 施設（ポンプ）改築 | 37台 |
| ポンプ改築台数（新設含む55台）の67%である。 | |
| 堆砂土砂撤去量 | 190万m ³ |
| 堆砂土砂の撤去量（548万m ³ ）の35%である。 | |
| 調整池本体盛立量 | 60万m ³ |
| 調整池本体の盛立量（60万m ³ ）の100%である。 | |

注) 上記進捗計画は、下記のような機構の裁量外である事項を除いて設定したものである。

- ・ 国からの補助金の各年度予算の変動
- ・ 水資源開発基本計画等において決定される計画、行政機関が行う政策評価に関する法律に基づく個別事業の事業評価、他の事業主体により実施される水源地対策の進捗状況、その他 他律的な事項
- ・ 自然災害、希少動植物の発見による環境保全、その他の予測し難い事項

別表3「施設管理」

| 施設名 | 主務大臣 | 目的 | | | | | 施設名 | 主務大臣 | 目的 | | | | |
|----------|----------------------------|-------|-----------------|------|------|------|----------|----------------------------|-------|-----------------|------|------|------|
| | | 洪水調節等 | 河川の流水の正常な機能の維持等 | 農業用水 | 水道用水 | 工業用水 | | | 洪水調節等 | 河川の流水の正常な機能の維持等 | 農業用水 | 水道用水 | 工業用水 |
| 矢木沢ダム | 国土交通大臣 | | | | | | 三重用水 | 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 | | | | | |
| 奈良俣ダム | 国土交通大臣 | | | | | | 琵琶湖開発 | 国土交通大臣 | | | | | |
| 下久保ダム | 国土交通大臣 | | | | | | 高山ダム | 国土交通大臣 | | | | | |
| 草木ダム | 国土交通大臣 | | | | | | 青蓮寺ダム | 国土交通大臣 | | | | | |
| 群馬用水 | 厚生労働大臣 農林水産大臣 | | | | | | 室生ダム | 国土交通大臣 | | | | | |
| 利根大堰等* | 農林水産大臣 国土交通大臣 | | | | | | 初瀬水路 | 厚生労働大臣 | | | | | |
| 秋ヶ瀬取水堰等* | 厚生労働大臣 経済産業大臣 | | | | | | 布目ダム | 国土交通大臣 | | | | | |
| 埼玉合口二期 | 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 | | | | | | 比奈知ダム | 国土交通大臣 | | | | | |
| 印旛沼開発 | 農林水産大臣 経済産業大臣 | | | | | | 一庫ダム | 国土交通大臣 | | | | | |
| 北総東部用水 | 農林水産大臣 | | | | | | 日吉ダム | 国土交通大臣 | | | | | |
| 成田用水 | 農林水産大臣 | | | | | | 正蓮寺川利水 | 厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 | | | | | |
| 東総用水 | 厚生労働大臣 農林水産大臣 | | | | | | 淀川大堰 | 国土交通大臣 | | | | | |
| 利根川河口堰 | 国土交通大臣 | | | | | | 池田ダム | 国土交通大臣 | | | | | |
| 霞ヶ浦開発 | 国土交通大臣 | | | | | | 早明浦ダム | 国土交通大臣 | | | | | |
| 霞ヶ浦用水 | 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 | | | | | | 新宮ダム | 国土交通大臣 | | | | | |
| 浦山ダム | 国土交通大臣 | | | | | | 高知分水 | 厚生労働大臣 経済産業大臣 | | | | | |
| 豊川用水 | 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 | | | | | | 富郷ダム | 国土交通大臣 | | | | | |
| 愛知用水 | 農林水産大臣 | | | | | | 旧吉野川河口堰等 | 国土交通大臣 | | | | | |
| 岩屋ダム | 国土交通大臣 | | | | | | 香川用水 | 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 | | | | | |
| 木曾川用水 | 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 | | | | | | 両筑平野用水 | 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 | | | | | |
| 長良導水 | 厚生労働大臣 | | | | | | 寺内ダム | 国土交通大臣 | | | | | |
| 阿木川ダム | 国土交通大臣 | | | | | | 筑後大堰 | 国土交通大臣 | | | | | |
| 長良川河口堰 | 国土交通大臣 | | | | | | 筑後川下流用水 | 農林水産大臣 | | | | | |
| 味噌川ダム | 国土交通大臣 | | | | | | 福岡導水 | 厚生労働大臣 | | | | | |

注1) 期首の施設一覧を示す。

注2) 表中の括弧事項

* 利根大堰等及び秋ヶ瀬取水堰等は、目的に浄化用水の取水・導水を含む。

注3) 矢木沢ダム、奈良俣ダム、下久保ダム、草木ダム、浦山ダム、岩屋ダム、味噌川ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダム、池田ダム、早明浦ダム、新宮ダム、高知分水、富郷ダム及び両筑平野用水では、発電等に係る業務を受託している。

注4) 本中期計画期間中に、房総導水路事業及び愛知用水二期事業が管理移行を予定している。

別表4「予算（人件費の見積りを含む）」

平成15年度～平成19年度予算

（単位：百万円）

| 収 入 | | 支 出 | |
|----------|-----------|----------|-----------|
| 区 分 | 金 額 | 区 分 | 金 額 |
| 施設整備費補助金 | 877 | 業務経費 | 445,048 |
| 業務等収入 | 1,226,443 | 建設事業関係経費 | 314,570 |
| 受託収入 | 48,003 | 管理業務関係経費 | 129,898 |
| 業務外収入 | 2,746 | その他業務経費 | 580 |
| | | 施設整備費 | 877 |
| | | 受託経費 | 47,043 |
| | | 借入金償還等 | 674,230 |
| | | 一般管理費 | 10,786 |
| | | 人件費 | 93,209 |
| | | 業務外経費 | 13,084 |
| 合 計 | 1,278,069 | 合 計 | 1,284,277 |

（注1）業務等収入については、毎年度の予算編成において、交付金、補助金、長期借入金等の適切な組み合わせが決定されることから、一括して計上している。

なお、具体的な財源内訳については、各年度計画において明示する。

（注2）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

（注3）借入金償還等は、業務等収入の構成により変わることがある。

別表5「収支計画」

平成15年度～平成19年度収支計画

（単位：百万円）

| 区 別 | 金 額 |
|----------|---------|
| 費用の部 | 671,695 |
| 経常費用 | 535,184 |
| 管理業務費 | 173,799 |
| 受託事業費 | 59,803 |
| 受託業務費 | 48,003 |
| 引当金繰入 | 2,148 |
| 調査業務費 | 580 |
| 減価償却費 | 250,852 |
| 財務費用 | 136,511 |
| 収益の部 | 720,603 |
| 管理業務収入 | 173,019 |
| 受託事業収入 | 59,803 |
| 受託業務収入 | 48,003 |
| 資産見返戻入 | 250,852 |
| 財務収益 | 188,927 |
| 純利益 | 48,908 |
| 目的積立金取崩額 | 2,789 |
| 総利益 | 51,697 |

（注）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

別表6「資金計画」

平成15年度～平成19年度資金計画

(単位：百万円)

| | 区 別 | 金 額 |
|---------------|-----------------|--------------|
| 資 金 支 出 | 業務活動による支出 | 777,184 |
| | 建設費支出 | 369,965 |
| | 管理業務支出 | 174,170 |
| | 受託業務支出 | 48,003 |
| | その他の業務支出 | 185,046 |
| | 投資活動による支出 | 877 |
| | 有形固定資産等の取得による支出 | 877 |
| | 財務活動による支出 | 505,697 |
| | 借入金の返済による支出 | 283,207 |
| | 債券の償還による支出 | 222,490 |
| | 次期中期目標の期間への繰越金 | 13,121 |
| | 資 金 収 入 | 業務・財務活動による収入 |
| 投資活動による収入 | | 877 |
| 施設整備費補助金による収入 | | 877 |
| 前期よりの繰越金 | | 19,329 |

(注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注2) 前期よりの繰越金は、水資源開発公団からのものを示す。

別表7「施設・設備に関する計画」

| 内 容 | 予 定 (百万円) | 財 源 |
|-----------|-----------|----------------------|
| 情報機器更新 | 70 | 施設整備費補助金 ・ 承継積立金等 |
| 試験研究機器更新 | 57 | |
| 宿舍等更新 | 872 | |
| 特別分譲住宅割賦金 | 78 | |

独立行政法人自動車事故対策機構 中期目標・中期計画対照表

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 |
|---|--|
| <p>国土交通大臣は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人自動車事故対策機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>1. 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成19年3月31日までの3年6月間とする。</p> | <p>独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた平成15年10月1日から平成19年3月31日までの期間における機構の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を以下のとおり定める。</p> <p>わが国における自動車交通の発展は、大きな社会的、経済的便益をもたらす一方、自動車事故件数、死傷者数は最近10年間に約3割増加するなど、自動車事故による被害の状況は一層深刻化しており、こうした負の部分への対応は、わが国にとって非常に重要な課題となっている。</p> <p>このため、自動車事故の根絶に向け、政府、関係機関が一体となって、現在「第7次交通安全基本計画」に基づき、交通安全対策を強力に推進している。</p> <p>こうした中、機構は、自動車事故の防止と自動車事故による被害者の保護の増進を図ることを目的として、運行管理者に対する指導講習、運転者に対する適性診断、重度後遺障害者に対する援護、交通遺児等に対する支援等、公共上の見地から確実に実施されることが必要な業務を、自律性、透明性の高い独立行政法人制度の枠組みの中で、最大限効率的、効果的に遂行することをその使命とするものである。</p> <p>機構は、事業用自動車が、台数当たりの事故件数が多く、また、事故の被害も自家用に比べて甚大になりやすいことから、全ての事業者の運行管理者と運転者が、事業用自動車の運行の特性を踏まえた適切な指導と情報提供を受けられるようにすることが、事業用自動車による事故の根絶に向けた重要な責務であるとの強い認識を持ち、事故防止対策に全力で取り組むこととする。</p> <p>また、このような根絶に向けた努力をもってしても、自動車事故は不可避免的に発生し得るものであり、特に、近年は重い後遺障害を負った被害者が急増している状況にある。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>機構は、こうした被害者に対して、自動車損害賠償保障制度と相まって、それぞれの被害の態様に応じた補完的な救済対策を講じていくことが、適切な被害者救済を図るために不可欠であるとの強い認識を持ち、被害者救済対策に全力で取り組むこととする。</p> <p>以上の認識を踏まえ、機構は、業務全般にわたる効率化とサービス内容の向上を強力に推進し、自動車事故の防止と被害者の保護の増進に最大限貢献していくものとする。</p> <p>なお、個々の施策や財務の執行については、社会的ニーズに応じて弾力的に遂行し、効率的、効果的な実施を図るものとするが、外部評価のためのタスクフォース^(注1)により、その実施状況の点検を毎年度行い、必要に応じて事業の改善を行う等柔軟な対応を図るものとする。</p> <p>(注1) 外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関</p> |
| <p>2. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 組織運営の効率化 組織運営に柔軟性・機動性をもたせ、効率的な業務体制の構築を図ること。</p> <p>(2) 人材の活用 業務に必要な役職員を確保するとともに、組織の一層の活性化を図ること。</p> <p>(3) 業務の運営の効率化 指導講習業務 職員による講師の担当、ITの活用、開催場所の集約化など業務の効率化や自己収入の増加を図ること等により、自己収入比率^(注1)について、中期目標期間の最後の事業年度において、35%以上とすること。</p> <p>(注1) 自己収入比率 = 自己収入(手数料収入等) / 総収入 (= 総経費)</p> | <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化 業務の繁閑に応じて柔軟かつ機動的に業務を担当できる体制を整備する。 このため課制を廃止し、固定的な課単位の組織に制約されず、機動的な人材運用を可能とするマネージャー制を導入する。</p> <p>(2) 人材の活用 業務に必要な役職員を確保するとともに、産業カウンセラー等の資格を取得した職員を積極的に活用するなど組織の活性化を図る。 また、職員の能力・実績をより適正に評価する仕組みを構築する。</p> <p>(3) 業務の運営の効率化 指導講習業務 ア 職員に対する研修制度を拡充し、職員の能力開発を促進することにより、指導講習に係る講義の業務の一部を職員が実施できるよう育成を図り、業務経費を削減する。 イ 効果を勘案しつつ、ITを活用した全国統一の受講者管理システムの構築など、業務全般の見直しにより、業務の効率化を図る。 ウ 受講者が少ない開催場所について、隣接県との共同講習を行う等により、中期目標期間中に10会場以上について集約化を行う。</p> |

適性診断業務

職員によるカウンセリングの実施、ITの活用による統計業務の合理化等業務の効率化や自己収入の増加を図ること等により、自己収入比率について、中期目標期間の最後の事業年度において、**35%以上**とすること。

重度後遺障害者に対する援護業務

(療護センター)

ア 質の高い治療・看護を適正なコストで実施するため、医療に対する外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供すること。

イ 受託検査の受入や経費節減等により、既存病床の運営経費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で**4%程度**に相当する額を節減すること。

(介護料支給)

介護料支給事務について、事務処理の見直し、ITの活用等により、事務の効率化を図ること。

交通遺児等への支援業務

エ 講習内容の充実や受講者・事業者の利便性向上等により、自己収入の増加を図る。

オ 以上の措置を講ずる等により、自己収入比率^(注2)について、中期目標期間の最後の事業年度において、**35%以上**(認可法人時32.7%)に引き上げる。

(注2)自己収入比率 = 自己収入(手数料収入等) / 総収入(= 総経費)

適性診断業務

ア 専門委員(大学教授等)による職員の助言指導能力の育成を行うことにより、適性診断後のカウンセリングの業務を職員が実施できるように育成し、業務経費を削減する。

イ 受付時点から全ての業務プロセスの見直しを実施し、効果を勘案しつつ、統計業務のオンライン化や業務のマニュアル化等を図り、業務全体の効率化を図る。

ウ 診断内容の高度化や受診者・事業者の利便性向上等により、自己収入の増加を図る。

エ 以上の措置を講ずる等により、自己収入比率について、中期目標期間の最後の事業年度において、**35%以上**(認可法人時30.1%)に引き上げる。

重度後遺障害者に対する援護業務

(療護センター)

ア 医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

イ 平成15年度より千葉療護センターの民間委託化を行い、全センターの業務の民間委託化を図ったところであるが、さらに民間委託している定型的・単純作業についての見直し等による経費節減や検査外来の増加により、既存病床の運営経費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で**4%程度**に相当する額を節減する。

(介護料支給)

介護料支給事務について、請求事務プロセスの見直し、支給額積算の電子データ化により、事務の処理期間の短縮化を図る。

交通遺児等への支援業務

- ア 交通遺児等への貸付に関し、適切な債権管理をより効率的に行うとともに、債権回収率90%以上を確保すること。
- イ 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施すること。

情報提供業務

自動車アセスメントの実施に当たり、適切なコスト管理を行い、試験毎の1台当たりの試験実施費について、中期目標期間中に、削減すること。

業務全般

業務処理の改善等により業務運営の効率化を図ること。特に、一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で10%程度に相当する額を削減する。

- ア 債権管理委員会により、債権管理方法の改善を行い、効果的、効率的な回収を図り、回収経費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で20%程度に相当する額を削減しつつ、債権回収率90%以上確保する。
- イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表する。

情報提供業務

自動車アセスメントを適切なコストで実施していくため、試験実施方法の合理化等を図り、試験毎の1台当たりの試験実施費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で4%程度に相当する額を削減する。

業務全般

業務プロセスの見直しを実施し、業務運営の効率化を図る。特に、一般管理費について、より一層の業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で10%程度に相当する額を削減する。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 指導講習業務

運行管理者の運行管理能力の向上を図るため、受講者・事業者のニーズに応じ、受講者・事業者の利便性の向上を図るとともに、実践的な活用がしやすいよう講習内容の充実を行う等効果的な講習方法の実施を図ること。

職員の資質の向上を図るとともに、個別事業者の特性に応じたサービスを提供するため、事故防止相談をはじめとする事故防止コンサルティングの実施を検討すること。

指導講習と適性診断の有機的連携を深めること。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 指導講習業務

講習回数増回、業態別や事業規模別の講習の実施等を行い、受講者の講習環境を向上させる。

少人数による受講者参加型講習の推進、最新の事故事例研究・分析に基づく再発防止のための運行管理改善手法の導入、効果的な教材の活用等指導講習の内容の充実を図る。

職員の資質向上を図るため研修制度の充実を行うとともに、事故防止相談や事故防止のための企業コンサルティングを試行的に実施する。

運行管理における診断結果の活用を促進するため、適性診断活用

受講者・事業者のニーズや活用状況を適切に把握し、その結果を指導講習の内容に反映すること。

以上により、事業者の運行管理の充実・改善を促進し、事故防止効果を高めること。

(2) 適性診断業務

診断内容の高度化、受診者・事業者利便の向上等を図るため、診断機器の研究開発・導入を行うこと。

診断結果を運転・運行管理に効果的に活用するため、助言内容の充実やカウンセリングの実施や指導講習との有機的な連携により、診断結果をより一層わかりやすく適切に提供すること。

職員の資質の向上を図るため、研修制度の充実、カウンセリング技術の取得等を行うこと。

受診者・事業者のニーズや活用状況を適切に把握し、その結果を適性診断の内容、診断結果の提供等に反映すること。

以上により、事業者の安全対策の充実・改善を促進し、事故防止効果を高めること。

(3) 重度後遺障害者に対する援護

講座の実施等を通じた適性診断活用法を取り入れた講習を実施する。

定期的に受講者・事業者に対する調査を実施し、ニーズ等を踏まえ、指導講習の内容の充実に反映する。

以上の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに4.0以上とする。

(2) 適性診断業務

効果を勘案しつつ、自動視野測定機の導入、アイカメラ・シミュレーターの開発・試行導入など機器の充実を行い、認知分野も含めた診断内容の高度化を図る。さらに貸出し用自動診断機器の開発を行い、全国に配備し、受診者・事業者の利便性を向上させる。

業態別等の診断結果の助言内容の充実、最新の事故事例研究・分析に基づくカウンセリング技法や小集団技法等の向上による助言指導の充実を図るとともに、運行管理者を対象とした適性診断活用講座を中期目標期間中に全支所において実施する。

職員の資質を向上させ、助言指導を充実するため、計画的に職員への研修を実施し、中期目標期間中に診断業務担当職員の80%以上に産業カウンセラー資格を取得させる。

事業者の運行管理における診断結果の活用を促進するため、支所からオンライン化により得られた全国的な診断結果データを地域別、事業者別、業態別、年齢別に解析し、個人情報保護を図りつつ、事故防止に資する情報として事業者及び関係者に提供する。

定期的に受診者・事業者に対する調査を実施し、ニーズ等を踏まえ、適性診断の内容の充実に反映する。

以上の施策を実施することにより、受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに4.0以上とする。

(3) 重度後遺障害者に対する援護

療護センターにおいては、遷延性意識障害者に対し、質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から公平な治療機会の確保を図りつつ、必要な措置をハード・ソフト両面において実施し、治療効果を高めること。

専門的診療・看護体制と高度先進医療機器を活用した治療・看護技術の開発・普及を図るため、研究成果の公表を行うこと。

地域医療への貢献として、高度先進医療機器の検査受託を行うこと。

重度後遺障害者に対し、被害者の状況に応じた介護料の支給を実施するとともに、介護に関する指導助言等により、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化すること。

(療護センター)

遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリー・ナーシング^(注3)や高度先進医療機器による高度な治療・看護を実施することにより、中期目標期間中に脱却^(注4)者30人以上(認可法人時の直近4ヶ年平均年9人)とするなど、治療効果を高める。

(注3) 継続した受持看護方式

(注4) 一定の意思疎通・運動機能の改善

質の高い治療機会を医学的観点から公平に提供するため、治療効果の観点を踏まえた入院や入院中の経過説明等入退院プロセスの構築を図るとともに、その他の医療機関との連携を図りつつ病床や高度先進医療機器の整備を進める。

短期入院事業において、入退院の状況を勘案しつつ、療護センターの有効活用を図る。

メディカルソーシャルワーカー^(注5)による患者家族に対する支援や在宅介護者に対する介護に関する知識・技術の提供を推進する。

(注5) 患者・家族が抱える諸問題の解決、調整を援助する専門家

地元大学等研究機関や療護センター間の連携の強化、職場内研修の充実等により、プライマリー・ナーシングや高度先進医療機器を活用した医療技術の開発・向上を図り、一般病院への普及を図るため、日本脳神経外科学会、意識障害治療学会等において年平均10件以上(認可法人時の直近4ヶ年平均年7.3件)の研究成果の発表を行うとともに、短期入院協力病院に対する実務研修等を行う。

地域医療機関との連携を図り、年間9,000件以上(認可法人時の直近4ヶ年平均年5,493件)の高度先進医療機器の検査を受託する。

(介護料支給等支援業務)

被害者の状況に応じた介護料の支給及び一般病院への短期入院費用に係る助成を行うことにより、効果的な被害者救済を図る。

介護に関する相談窓口を主管支所に設置し、介護福祉士等による

(4) 交通遺児等に対する支援業務

交通遺児等に対し、必要な育成資金の無利子貸付けを実施するとともに、精神的支援を強化すること。

(5) 自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝業務

機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度について効果的な周知宣伝を行うこと。

(6) 情報提供業務

車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供をより効果的に行うことにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供し、安全性能指標（車種別タイプの総合評価（注2）の数）の直近2カ年の平均値）について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で**4%以上**改善させること。

介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を効果的な広報と併せて実施するとともに、療護センターと連携し、5段階評価の調査における重度後遺障害者の家族への相談支援に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに**4.0以上**とする。

(4) 交通遺児等に対する支援業務

被害者の状況に応じた無利子貸付けを行うことにより、効果的な被害者救済を図りつつ、保護者同士の交流の場の設置等により被害者家族相互の親睦を深め、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化する。被害者に対する調査を実施し、5段階評価における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに**4.0以上**とする。

(5) 広報活動業務

介護料支給業務及び交通遺児等貸付業務の案内パンフレットを年1回全市町村に、療護センターについても業務に関するパンフレットを年1回脳神経外科病院等に配布するなど、広報活動を強化する。

介護料支給業務においては、損保会社等と連携し、受給資格者に対する周知徹底を図る。

(6) 自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝業務

交通安全フェア等の各種催しにおける展示物及び配布物の改善等により、国や（社）日本損害保険協会等と協力しつつ、自動車損害賠償保障制度の周知宣伝活動を強化する。

機構の全国組織を活用し、事業者や被害者に対する自動車損害賠償保障制度の周知を行う。

(7) 情報提供業務

効果的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供し、安全性能に係る指標（車種別タイプの総合評価（注6）の数）の直近2カ年の平均値）について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で**4%以上**の改善を達成する。

| | |
|--|---|
| <p>(注2) 総合評価の得点率を の数 6 段階で表示</p> <p>質の高いアセスメント試験の実施を行うとともに、試験をより一層充実するため、車両の安全性能に関する試験項目の拡充・試験内容の改善を図ること。</p> <p>海外のアセスメント関係機関との情報交換等により試験開発能力の向上を行うこと。</p> <p>外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供すること。</p> | <p>(注6) 総合評価の得点率を の数 6 段階で表示</p> <p>パンフレット配布先の拡大、ホームページの構成の改善等により、アクセスしやすい、分かりやすい情報提供をユーザーに行うとともに、定期的に利用者調査を実施し、業務の改善に反映させる。</p> <p>ユーザーに対する 5 段階評価の利用度・満足度に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに <u>4.0 以上</u> とする。</p> <p>歩行者保護性能のアセスメントを平成 15 年度より導入する。また、側面衝突安全性能評価等について調査研究を行う。</p> <p>実事故データと安全性能評価結果の相関関係を解析し、自動車アセスメントの改善に資する。</p> <p>海外の専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国アセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施する。</p> <p>業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。</p> |
| <p>4. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における自己収入比率等の目標を考慮した上で適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。</p> | <p>3. 予算 (人件費の見積もりを含む。) 収支計画及び資金計画</p> <p>本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定する。</p> <p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額 1,600 百万円とする。</p> <p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画</p> <p>なし</p> <p>6. 剰余金の使途</p> <p>剰余金が発生した場合には、独立行政法人通則法第 44 条第 3 項の規定による国土交通大臣の承認を受けて、利用者サービス充実のための環境の整備、職員研修の充実に充てる。</p> |

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設及び設備に関する事項

業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行うこと。

(2) 人事に関する事項

業務を的確かつ効率的に遂行するため、職員の能力開発を促進するとともに、適正な要員数とするよう務める。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

別紙のとおり

(2) 人事に関する計画

方針

中期目標期間中において、サービスその他業務の質の向上を図りつつ、業務全般における業務プロセスの見直しや集約化等を実施し、業務運営の効率化を図ることにより、計画的な削減を行い人員の抑制に努める。

人材の育成

指導講習業務における講師の育成や適性診断業務のカウンセリング技術の向上を図るため、研修制度を充実し、職員の資質を向上させる。

人員に関する指標

中期目標期間の最終年度までに、職員数を抑制する。

[参考]

| | |
|---------------|-------------|
| 1) 期初の常勤職員数 | 340人 |
| 2) 期末の常勤職員見込み | <u>336人</u> |

予算

| (単位:百万円) | |
|----------|--------|
| 区 分 | 金 額 |
| 収入 | |
| 政府借入金 | 0 |
| 運営費交付金 | 32,038 |
| 施設整備費補助金 | 3,150 |
| 政府補助金 | 13,484 |
| 回収金等収入 | 3,938 |
| 業務収入 | 4,977 |
| その他収入 | 43 |
| 前年度繰越金受入 | 19 |
| 計 | 57,649 |
| 支出 | |
| 人件費 | 12,624 |
| 業務経費 | 33,623 |
| 施設整備費 | 3,150 |
| 一般管理費 | 4,282 |
| 貸付資金 | 1,421 |
| 借入金償還 | 95 |
| 計 | 55,195 |

収支計画

| (単位:百万円) | |
|--------------|--------|
| 区 分 | 金 額 |
| 費用の部 | 53,687 |
| 経常費用 | 53,660 |
| 人件費 | 12,624 |
| 業務費 | 36,773 |
| 管理関係業務費 | 4,263 |
| 一般管理費 | 4,263 |
| 減価償却費 | 0 |
| 財務費用 | 0 |
| 貸倒引当金繰入 | 0 |
| 臨時損失 | 27 |
| 固定資産除却損 | 0 |
| 貸倒損失 | 27 |
| 収益の部 | 53,692 |
| 運営費交付金収益 | 32,038 |
| 政府補助金 | 16,607 |
| 業務収入 | 4,977 |
| その他収入 | 43 |
| 寄付金収益 | 0 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 0 |
| 資産見返補助金戻入 | 0 |
| 貸倒引当金戻入 | 0 |
| 臨時利益 | 0 |
| 回収不能債権補填金収入 | 27 |
| 純利益 | 5 |
| 目的積立金取崩額 | 0 |
| 総利益 | 5 |

資金計画

| (単位:百万円) | |
|----------------|--------|
| 区 分 | 金 額 |
| 資金支出 | 57,649 |
| 業務活動による支出 | 51,931 |
| 投資活動による支出 | 3,169 |
| 財務活動による支出 | 95 |
| 次期中期目標の期間への繰越金 | 2,454 |
| 資金収入 | 57,649 |
| 業務活動による収入 | 54,480 |
| 運営費交付金による収入 | 32,038 |
| 政府補助金による収入 | 13,484 |
| 業務収入 | 8,915 |
| その他収入 | 43 |
| 投資活動による収入 | 3,150 |
| 施設整備費による収入 | 3,150 |
| その他収入 | 0 |
| 財務活動による収入 | 0 |
| 政府借入金による収入 | 0 |
| 繰越金 | 19 |

(予算の説明)

1.人件費は、退職手当金を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額12,221百万円を支出する予定である。

2.当法人における退職手当については、役員・職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

3.回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。

(運営費交付金の算定ルール)

別添のとおり

運営費交付金の算定ルール

運営費交付金 = 一般管理費 + 業務経費 + 特殊要因 - 自己収入

1. 一般管理費

15年度においては、積み上げ方式による。

16年度以降においては、前年度一般管理費 × 効率化係数

前年度一般管理費 = 前年度人件費 × 昇給原資率 × 給与改定率 + 前年度その他一般管理費 × 消費者物価指数

効率化係数 は、0.97/年

消費者物価指数は、毎年度予算編成過程において決定

・昇給原資率及び給与改定率は、運営状況等を勘案して措置

2. 業務経費

15年度においては、積み上げ方式による。

16年度以降においては、前年度業務経費 × 効率化係数 × 消費者物価指数

効率化係数 は、0.99/年

消費者物価指数は、毎年度予算編成過程において決定

3. 特殊要因

積み上げ方式による。

4. 自己収入

15年度においては、積み上げ方式による。

16年度以降においては、前年度自己収入 × 自己収入調整率

・自己収入調整率は、運営状況等を勘案して措置

【注記】 前提条件

・消費者物価指数 : 期間中は 1.0000 として推計

施設・設備に関する計画

施設整備費は、業務の適正かつ効率的な実施を確保するため、療護センターに関連した施設・設備の新設及び老朽化等に伴う整備改修等を計画的に行う。

| 施設・設備の内容 | 予 定 額 (百万円) | 財 源 |
|---------------------------|----------------|----------|
| 千葉療護センター 介護病床 | 1,489 | 施設整備費補助金 |
| 千葉療護センター 陽電子断層撮影装置 (PET) | 830 | 同上 |
| 東北療護センター 磁気共鳴断層撮影装置 (MRI) | 415 | 同上 |
| 岡山療護センター 磁気共鳴断層撮影装置 (MRI) | 415 | 同上 |

(注) 上記のほか、業務の実施状況及び老朽度合等を勘案して、施設・設備の整備等を行うことができる。

独立行政法人空港周辺整備機構 中期目標・中期計画対照表

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 |
|--|---|
| <p>国土交通大臣は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>1．中期目標の期間 平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間とする。</p> | <p>独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、航空機騒音による障害の防止及び軽減を図り、あわせて生活環境の改善に資することを目的とする法人であり、組織のスリム化、コスト削減・収益改善を図りつつ、国が行うべき航空機騒音対策事業と地方公共団体が行うべき地域整備事業とを一体的・効率的に行うため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた平成15年10月1日から平成20年3月31日までの期間における機構の中期目標を達成するための計画を、以下のとおり定める。</p> |
| <p>2．業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 組織運営の効率化 航空機騒音対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、業務運営の責任を明確化するために必要な体制を整備すること。</p> <p>(2) 人材の活用 航空機騒音対策業務に必要な役職員を確保するとともに、組織を活性化すること。</p> <p>(3) 業務運営の効率化 代替地造成事業の効率化 代替地の保有区画数については、長期間保有することによる管理費累増等のリスクを回避するための措置を講ずること。</p> | <p>1．業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化 事務事業の効率化の観点から、独立行政法人化の時点で、大阪国際空港事業本部の経理部及び周辺整備推進室、代替地対策課、東京事務所を廃止し、民家防音第1課及び第2課を統合し民家防音課に再編する。 共同住宅の新規建設は廃止したが、既存住宅の維持管理業務は継続し、処分に関する業務が新たに生ずることから、共同住宅担当組織は従来どおりとする。</p> <p>(2) 人材の活用 機構組織全般について、国・府・県・市との人事交流を推進し、若い人材を任用するなどにより組織を活性化する。</p> <p>(3) 業務運営の効率化 代替地造成事業の効率化 イ 大阪については、代替地の保有区画数は<u>1区画以内</u>とする。必要に応じて一般処分も行うものとする。 また、今後取得する場合の代替地の保有期間は3年以内とする。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>共同住宅 既存の共同住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき早期に処分するため、空家の処分計画を策定し、処分に着手すること。</p> <p>事業費の抑制 事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で<u>5%程度</u>（住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については15%程度）に相当する額を削減する。</p> <p>一般管理費の抑制 一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で<u>13%程度</u>に相当する額を削減すること。</p> | <p>□ 福岡については、代替地の保有区画数は<u>2区画以内</u>とする。必要に応じて一般処分も行うものとする。 また、今後取得する場合の代替地の保有期間は3年以内とする。</p> <p>ハ 一般処分を行う場合は、ホームページへの掲載、地元広報誌等への情報提供を実施するとともに、自治体等の公共代替地への提供も行う。</p> <p>共同住宅 イ 採算性を検討し、現状及び見通しを公表する。 □ 熊野町住宅については、一棟処分に向けて入居者の移転を進める。 ハ 戸別処分を行う小中島住宅については<u>6戸以上</u>を処分する。 ニ 服部本町住宅の空家については、定期借家権を付を入居資格者以外への賃貸の拡大を図っていくことにより、空室率を<u>4%以下</u>にする。 利倉西住宅（第1、第2、第3）については、定期借家権を付を入居資格者以外への賃貸を拡大し、空室率を<u>25%以下</u>にする。</p> <p>事業費の抑制 事業費について、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で<u>5%以上</u>（住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については15%以上）に相当する額を削減する。</p> <p>一般管理費の抑制 一般管理費について、業務の集約化及び電子化、ペーパーレス化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で<u>13%以上</u>に相当する額を削減する。</p> |
| <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1) 業務の質の向上 周辺住民及び関係自治体との意志疎通を図りながら、以下により業務の質を向上させること。 騒音対策事業及び地域整備事業を一体的・効率的に実施するための体制・制度を構築すること。</p> | <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 業務の質の向上 業務の質を向上させるため、次の措置を行う。</p> <p>業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会（仮称）」を設け、<u>年2回以上</u>開催する。</p> |

職員の資質を向上させること

業務の成果を内部評価すること。

契約関係事務については、一層の適正化を進めること。

国の航空機騒音対策事業及び機構の事業概要について、より一層の広報活動を行うこと。

(2) 業務の確実な実施

以下の事項を行うことにより、航空機騒音対策を進めること。

大阪国際空港及び福岡空港周辺における再開発整備事業については、空港周辺のまちづくりの観点から、関係自治体と連携した事業を実施すること。

大阪国際空港及び福岡空港周辺における民家防音工事補助事業については、事務処理の期間を短縮すること。

事業に関する情報の共有化及び職員相互の連帯意識並びに業務に係る専門知識の向上のために弁護士・公認会計士・税理士等の外部講師による職員研修（年3回程度）を実施する。

1年サイクルの内部評価制度を導入し、前年度の業務の評価が次年度の目標設定・業務の実施に着実にフィードバックできるようにする。

独法移行時において会計規程等の見直しを行うとともに、新たに審査役及び契約係長を設置する。

広報活動の充実

イ ホームページ、パンフレット等の内容を充実させ、独立行政法人評価委員会の評価結果を含めて積極的に各種情報を提供する。

ホームページについてはアクセス数を10%増加させるとともに、書き込み欄への意見を分析する等により、地域住民のニーズを把握する。

ロ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への掲載等の広報活動を行う。

ハ エアフロントオアシスや緑地整備を完了した個所について、成果を周知するため、看板の設置等を行う。

(2) 業務の確実な実施

周辺整備基本方針及び中期基本方針で策定された趣旨を踏まえつつ、各事業を進める。

再開発整備事業

イ 関係自治体との定期的情報交換を行うこと等により、都市計画や地域整備計画と整合する事業を実施する。

ロ 施設の整備にあたっては、仕様等について企業からの提案を取り入れる等により、需要に柔軟・的確に対応する。

ハ 中期目標の期間中に、需要の確実性を把握したうえで、7件の事業を行う。

民家防音事業

工事の積算方法や審査方法の見直し、事務の効率化・簡素化に取り組み、交付申請から交付額の確定までの期間を15%短縮する。

なお、工事は特定時期に集中することなく計画性を持って実施する。

| | |
|---|--|
| <p>大阪国際空港及び福岡空港周辺における建物等の移転補償及び土地の買入れにおける補償申請から補償金若しくは土地代金の支払いまでの期間については、処理の迅速化によりこれを短縮させること。</p> <p>大阪国際空港周辺における伊丹市中村地区整備に係る移転補償については、着実に推進すること。</p> <p>大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、平成14年に策定した周辺整備基本方針及び中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。</p> <p>福岡空港周辺における緑地帯の整備については、平成14年に策定した周辺整備基本方針及び中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。</p> <p>(3) 空港と周辺地域の共生 空港と周辺地域の共生に資するための措置を講ずること。</p> | <p>移転補償事業 事務処理の迅速化を図り、移転補償及び土地の買入れについては申請から代金の支払いまでの期間を<u>15%</u>短縮する。</p> <p>中村地区の移転補償事業 中村地区に係る移転補償事業については、下記により実施する。 イ 中村地区整備協議会（幹事会）と意見、情報交換を行い整備を進める。 ロ 地元自治会と密に連絡情報交換を行い、事務を円滑に進める。 ハ 移転補償の事務（補償額の提示）を行うにあたっては住民及び事業者には十分な説明を行う。</p> <p>大阪国際空港周辺の緑地整備 大阪国際空港周辺の都市計画緑地の用地取得等については、国・地元自治体等との協力体制を強化し、着実に実施する。 イ 利用緑地及び緩衝緑地第1期事業分は、概成に向けて推進する。 ロ 緩衝緑地第2期事業分については、平成19年度までに都市計画事業承認・認可を取得できるよう国・地元自治体等と調整する。</p> <p>福岡空港周辺の緑地整備 福岡空港周辺の緑地整備を推進する。 イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備を推進する。 ロ 空港南側の一定範囲については、平成19年度までに都市計画事業承認・認可を取得できるよう国・地元自治体等と調整する。</p> <p>(3) 空港と周辺地域の共生 国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。 イ 周辺地域活性化促進協議会等を通じ啓発活動を積極的に実施する。 ロ 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。 ハ 校外学習の一環としての義務教育機関からの環境学習の受け入れ等を推進する。</p> |
| <p>4. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>財務内容の改善を図るため、欠損金を<u>3割</u>圧縮するほか、未収金の大幅な圧縮など、適切な措置を講ずること。</p> | <p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算 別紙のとおり (2) 収支計画 別紙のとおり (3) 資金計画 別紙のとおり 欠損金を<u>30%</u>圧縮する。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>未収家賃を<u>40%</u>圧縮する。</p> <p>4．短期借入金の限度額 資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。</p> <p>5．重要な財産の処分等に関する計画 該当なし</p> <p>6．剰余金の使途 該当なし</p> |
| <p>5．その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 人事に関する計画 業務運営を効率化し、計画的に人員の抑制を図ること。</p> | <p>7．その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 人事に関する計画 方針 イ 定年退職者の補充にあたっては原則として業務の進捗に応じ削減する。 ロ 国・府・県・市からの出向者については若返りを図り、人件費を抑制する。</p> <p>人事に関する指標 独立行政法人への移行時において、組織及び職員数の見直しを行い、平成15年4月時点に比して、<u>12名</u>削減する。 さらに、中期目標期間中に計画的に人員を抑制する。</p> |

予算

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|----------|--------|
| 収入 | 67,677 |
| 業務収入 | 5,522 |
| 補助金収入 | 10,077 |
| 受託金収入 | 42,051 |
| 負担金収入 | 2,206 |
| 長期借入金等収入 | 7,533 |
| 雑収入 | 44 |
| 繰越金受入 | 244 |
| 支出 | 67,401 |
| 大阪固有事業 | 8,109 |
| 福岡固有事業 | 4,851 |
| 受託事業 | 38,293 |
| その他事業 | 9,712 |
| 人件費 | 5,284 |
| 一般管理費 | 1,152 |

収支計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|----------|--------|
| 費用の部 | 59,799 |
| 経常費用 | 59,748 |
| 業務費用 | 52,512 |
| 大阪固有事業 | 2,311 |
| 福岡固有事業 | 1,649 |
| 受託事業 | 38,840 |
| その他事業 | 9,712 |
| 一般管理費 | 6,508 |
| 人件費 | 5,284 |
| 物件費 | 1,155 |
| 減価償却費 | 69 |
| 財務費用 | 728 |
| 雑損 | 0 |
| 臨時損失 | 51 |
| 収益の部 | 60,161 |
| 経常収益 | 60,161 |
| 業務収入 | 5,522 |
| 受託収入 | 42,599 |
| 補助金等収益 | 12,008 |
| 財務収益 | 10 |
| 雑益 | 22 |
| 臨時利益 | - |
| 純利益 | 362 |
| 目的積立金取崩額 | - |
| 総利益 | 362 |

資金計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------|--------|
| 資金支出 | 71,934 |
| 業務活動による支出 | 59,486 |
| 投資活動による支出 | 2,119 |
| 財務活動による支出 | 7,526 |
| 次期繰越金 | 2,803 |
| 資金収入 | 71,934 |
| 業務活動による収入 | 60,208 |
| 業務収入 | 5,498 |
| 受託金収入 | 42,567 |
| その他の収入 | 12,143 |
| 投資活動による収入 | 213 |
| 補助金による収入 | 213 |
| 財務活動による収入 | 7,533 |
| 旧機構よりの繰越金 | 3,980 |

独立行政法人海上災害防止センター 中期目標・中期計画対照表

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 |
|---|--|
| <p>国土交通大臣は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を、以下のとおり定める。</p> <p>はじめに 我が国の排出油防除体制は、昭和40年代の相次ぐ大規模海難を経て、昭和51年には、認可法人海上災害防止センターを設立するなど整備されてきたものであり、海洋汚染の防止に大きな役割を果たしてきた。近年においても、我が国においては、平成9年のナホトカ号事故、ヨーロッパにおいては、平成14年のプレステージ号事故などの大規模海難・海洋汚染事故を経験してきており、大規模海難等に備え、効率的・効果的な排出油防除体制を維持・整備する必要性は、ますます高くなってきている。</p> <p>海難事故等に伴う排出油防除業務は、緊急事態への対応を主たる任務とするいわゆる「危機管理」に属する分野であり、警察・消防等と同様、市場メカニズムに馴染まない分野であるため、排出油防除業務を民間に全て委ねることは困難である。</p> <p>そのため、我が国における具体的な排出油防除のメカニズムとしては、船舶所有者等の原因者に第一義的防除義務を課す一方、海上保安庁等の公的機関には、その実施状況を常に把握し、原因者に必要な指示を行うとともに、必要な場合には、自ら排出油防除に当り、原因者負担の原則に則って、原因者に費用を求償することとしている。</p> <p>こうしたメカニズムの中で、センターは、排出油防除という特殊・専門的分野で、第一義的防除義務を負う船舶所有者等に具体的油防除手段を提供するとともに、海上保安庁の現場勢力と相まって大規模海難等に際しての排出油防除について万全の体制を構築することが求められている。</p> <p>センターは、上記の社会からの付託と自らの使命（ミッション）を自覚し、第1期中期目標期間中において、業務内容の検証等を実施し、業務の質の向上、業務運営の効率化、財務内容の改善等に取り組むものとする。</p> <p>1. 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間とする。</p> | <p>独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた平成15年10月1日から平成20年3月31日までの期間におけるセンターの中期目標を達成するための計画を、以下のとおり定める。</p> |

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営の効率化

事業規模、事業実態の変化に応じて組織・機構・定員について見直しを行う。

(2) 業務運営の効率化の推進

一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で13%程度に相当する額を削減する。

事業費について、防災費を除き、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で5%程度に相当する額を削減する。

(3) 関係機関等との連携の強化

センターの業務を効率的に実施するため、民間船社や関係行政機関と密接な連携を図る。

(4) 防災措置業務のより効率的・効果的な実施についての検討を行う。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海上防災措置実施事業

海上保安庁長官の指示による排出特定油防除措置の実施、船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置の実施を迅速かつ的確に行うために必要な体制を確保するため、

防除措置体制の強化

防災措置実施時に油回収装置を迅速に運用するためのシステムを構築する。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 組織運営の効率化の推進

センターは、函館、佐世保、鹿児島 の 3 箇所に支所を配置している。これら 3 支所の主要業務は、国家石油備蓄会社から受託している国家石油備蓄会社が協同で保有する「防災艇」の維持管理及び訓練業務であるが、平成15年度には国家石油備蓄会社が廃止され、民間操業会社の設立が予定されている。今後、これに伴って「防災艇」による防災体制が見直される場合等においては、支所の廃止も含めて組織・機構・定員の見直しを行う。

(2) 業務運営の効率化の推進

一般管理費について、主たる事務所を移転させる等により、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で13%程度に相当する額を削減する。

事業費について、防災費を除き、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で5%程度に相当する額を削減する。

(3) 関係機関等との連携の強化

民間船会社及び関係行政機関の知見を活用し、業務の効率的な運営を図るため、これら機関等との連携を密にした業務運営を行う。

(4) 防災措置業務を、より効率的かつ効果的に実施するための方策についての検討を実施する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 海上防災措置実施事業

海上保安庁長官の指示による排出特定油防除措置の実施、船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置の実施を迅速かつ的確に行うために必要な体制を確保するため、次の事業を実施する。

機材部が全国10基地に保有する油回収装置の運用システムの構築

機材部は全国10基地（横須賀、四日市、和歌山下津、大阪泉北、姫路、水島、松山、徳山下松、関門、大分）に油回収装置を配備している。近年の海洋環境に関する国民意識の向上や外国船舶の事故の増加に伴い、油流出事故発生時に迅速かつ効率的な防除措置を実施するため、防災部と機材部が協力して各配備基地毎に作業船の手配、油回収装置の運用、回収油の輸送及び一時貯蔵、最終処分等を含め、各地域の実情に合わせて一環したシステムを構築し、マニュアル化を行う

契約防災措置実施者の能力の向上

ア 排出油等の防除措置に係る知識と技能を教授する「海洋汚染対応コース」(国際海事機関カリキュラムに準拠)を修了した契約防災措置実施者の監督職員数を増加させる。

イ 地方における巡回研修会に参加した契約防災措置実施者の職員数を増加させる。

(2) 機材事業

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第39条の3、第39条の4に規定する基準に適合する配備体制を確保するとともに、事故発生時に迅速に運用するための措置を講ずる。

(3) 海上防災訓練事業

海上防災のための措置に関する訓練の実施にあたり、訓練の重点化

1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約に基づく船員法の規定による訓練に重点化を図った訓練計画を策定し、訓練を実施する。

有益な訓練の実施

海上防災訓練は、事故等の災害が発生した現場において、これら緊急時に有効な対応要領を習得することを主眼としており、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえた評価を行い、業務の改善に反映させる。

(4) 調査研究等事業

センターの技術・能力を活用し、効果的な海上防災措置を行うための資機材の開発など海上防災体制の強化に資する調査研究を実施する。

調査研究の成果(受託研究を除く。)を広く一般へ普及・啓発す

とともに、関係者に対して事前に周知する。

契約防災措置実施者の能力の向上

ア 契約防災措置実施者に対する訓練

排出油等の防除措置に係る知識と技能を教授する「海洋汚染対応コース」(国際海事機関カリキュラムに準拠)を修了した契約防災措置実施者の監督職員数を増加させるため、毎年度研修を実施する。

イ 巡回研修会

地方における巡回研修会に参加した契約防災措置実施者の職員数を増加させるため、毎年度、全国において契約防除措置実施者を対象とした巡回研修会を実施する。

(2) 機材事業

船舶所有者等の排出油防除資材の備え付け及び油回収装置等の配備義務者に代わってオイルフェンス等の排出油防除資材を全国33基地に、油回収装置等を全国10基地に配備する。

事故発生時に迅速に排出油防除資材を事故現場に搬出し、油回収装置等を確実に運用できるよう各基地で毎年度1回の訓練を行う。

(3) 海上防災訓練事業

訓練の重点化

1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約に基づく船員法の規定による訓練に重点化を図った訓練計画を策定し、訓練を実施する。

特に、消防訓練を受けることが必要な危険物積載船に乗り組む上級船舶職員に対しては、消火実習に主体をおいた計画を策定し、訓練を実施する。

有益な訓練の実施

海上防災訓練の実施に当たっては、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。また、同アンケートにより70%以上の参加者から当該訓練が有益な訓練であるとの評価を得るため、講義方法の改善等を行い分かり易い講義を実施する。

アンケート結果を踏まえ自己評価を行った上で、更に、独立行政法人評価委員会の評価を受ける。

(4) 調査研究等事業

過去の事故対応の経験等を活用し、海上防災措置に必要な資機材を開発するとともに、海上防災措置の改善に役立つ技術について調査研究を行う。

調査研究の成果(受託研究を除く。)をホームページ上で公開し、

| | |
|---|---|
| <p>る。 自主研究の実施に当たっては、外部評価を実施し、評価結果について広く一般に公開する。</p> <p>(5) 国際協力推進事業 国際協力事業の推進 センターの技術・能力を活用し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うとともに、国際的に通用する教育訓練を実施することにより、我が国の高度な海上防災に関する知識・技能の移転を図る。 有益な訓練の実施 各国の海上防災防除体制等に対応したニーズを踏まえた訓練を実施するため、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえた評価を行い、業務の改善に反映させる。</p> | <p>成果の普及・啓発を図る。 自主研究を実施する場合は、外部評価を実施し、その結果をホームページ上で公開する。</p> <p>(5) 国際協力推進事業 過去の事故対応の経験等を活用し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うとともに、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練を海外からの研修員に対して実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。 訓練の実施に当たっては、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。また、同アンケートにより70%以上の参加者から当該訓練が有益な訓練であるとの評価を得るため、講義方法の改善等を行い分かり易い講義を実施する。 アンケート結果を踏まえ自己評価を行った上で、更に、独立行政法人評価委員会の評価を受ける。</p> |
| <p>4 . 財務内容の改善に関する事項 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。 また、センターの業務の範囲内において、受託業務収入により、自己収入の確保を図る。</p> | <p>3 . 予算、収支計画及び資金計画 (1) 自己収入の確保 センターの収入は、基金及び特別積立金の利息収入の他、火災・油流出事故に対応した場合の防災負担金収入、受託業務収入、消防船の警戒料、資機材備付証明書発行料、訓練受講料等の自己収入で全て賄っており、今後とも自己収入の確保を図り、自立的な運営を行う。 (2) 予算（人件費の見積を含む。） 別添1のとおり (3) 平成15年度（10月1日～）～平成19年度収支計画 別添2のとおり (4) 平成15年度（10月1日～）～平成19年度資金計画 別添3のとおり 4 . 短期借入金の限度額 排出油防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金とする。 5 . 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし 6 . 剰余金の使途</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>剰余金は予定していない。</p> |
| <p>5. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設・設備の整備 センターの目的の確実な遂行のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、機能の適切な維持・補修を実施する。</p> <p>(2) 人事に関する計画 センターの業務を確実かつ効率的に遂行するために、職員の適性に照らし、適切な部門に配置する。</p> | <p>7. その他業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設整備に関する計画 消防演習場等の訓練施設及び2隻の消防船について、計画的に修繕を行い業務遂行に必要な機能を維持する。</p> <p>(2) 人事に関する計画 海上防災業務を的確に実施するための人事配置とする。</p> |

平成15年度～平成19年度予算（人件費の見積りを含む。）（単位百万円）

| 区 別 | 防災措置業務勘定 | その他業務勘定 | 合 計 |
|--------------------|----------|---------|-------|
| 収 入 | | | |
| 運営費交付金 | 0 | 0 | 0 |
| 施設費等補助金 | 0 | 0 | 0 |
| 受託・手数料収入 | 1,691 | 4,089 | 5,780 |
| その他 | 107 | 462 | 569 |
| 繰越金（注） | 162 | 541 | 703 |
| 計 | 1,960 | 5,091 | 7,051 |
| 支 出 | | | |
| 業務経費 | 0 | 0 | 0 |
| 施設整備費 | 0 | 0 | 0 |
| 受託経費 | 1,423 | 2,938 | 4,361 |
| 一般管理費 | 483 | 1,562 | 2,045 |
| その他 | 0 | 175 | 175 |
| 次期中期目標の期間 への繰越金 | 54 | 415 | 469 |
| 計 | 1,960 | 5,091 | 7,051 |

（注）海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第185号）附則第2条第6項及び第7項の規定により、海上災害防止センターから承継したもの。

各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

[人件費の見積り] 期間中総額 1,703 百万円を支出する。

[運営費交付金の算定方法] 該当なし。

平成15年度～平成19年度収支計画

(単位百万円)

| 区 別 | 防災措置業務勘定 | その他業務勘定 | 合 計 |
|------------------|----------|---------|-------|
| 費用の部 | 2,027 | 5,439 | 7,466 |
| 經常費用 | 2,027 | 5,421 | 7,448 |
| 防災費 | 922 | 0 | 922 |
| 防災業務管理費 | 126 | 0 | 126 |
| 機材業務管理費 | 0 | 24 | 24 |
| 機材業務費 | 0 | 741 | 741 |
| 消防船業務費 | 0 | 1,357 | 1,357 |
| 消防船建造費 | 0 | 0 | 0 |
| 訓練業務費 | 0 | 623 | 623 |
| 訓練特別積立金繰入 | 0 | 0 | 0 |
| 調査研究業務管理費 | 0 | 6 | 6 |
| 調査研究業務費 | 0 | 144 | 144 |
| 調査研究特別積立金繰入 | 0 | 0 | 0 |
| 受託業務管理費 | 374 | 40 | 414 |
| 指導助言費 | 1 | 0 | 1 |
| 一般管理費 | 483 | 1,562 | 2,045 |
| 減価償却費 | 121 | 922 | 1,043 |
| 財務費用 | 0 | 18 | 18 |
| 臨時損失 | 0 | 0 | 0 |
| 収益の部 | 1,918 | 4,913 | 6,831 |
| 運営費交付金収益 | 0 | 0 | 0 |
| 手数料収入 | 936 | 3,860 | 4,796 |
| 受託収入 | 755 | 230 | 985 |
| 寄付金収益 | 25 | 170 | 195 |
| 資産見返負債戻入 | 121 | 364 | 485 |
| その他 | 82 | 292 | 374 |
| 臨時利益 | 0 | 0 | 0 |
| 税引前純利益(税引前純損失) | 108 | 526 | 634 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 0 | 7 | 7 |
| 法人税等調整額 | 0 | 0 | 0 |
| 純利益(純損失) | 108 | 533 | 641 |
| 目的積立金取崩額 | 0 | 0 | 0 |
| 総利益(総損失) | 108 | 533 | 641 |

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成15年度～平成19年度資金計画

(単位百万円)

| 区 別 | 防災措置業務勘定 | その他業務勘定 | 合 計 |
|----------------|----------|---------|-------|
| 資金支出 | 1,960 | 5,091 | 7,051 |
| 業務活動による支出 | 1,906 | 4,500 | 6,406 |
| 投資活動による支出 | 0 | 0 | 0 |
| 財務活動による支出 | 0 | 175 | 175 |
| 次期中期目標の期間への繰越金 | 54 | 415 | 469 |
| 資金収入 | 1,960 | 5,091 | 7,051 |
| 業務活動による収入 | 1,798 | 4,550 | 6,348 |
| 運営費交付金による収入 | 0 | 0 | 0 |
| 受託・手数料収入 | 1,691 | 4,089 | 5,780 |
| その他の収入 | 107 | 462 | 569 |
| 投資活動による収入 | 0 | 0 | 0 |
| 施設費による収入 | 0 | 0 | 0 |
| その他の収入 | 0 | 0 | 0 |
| 財務活動による収入 | 0 | 0 | 0 |
| 繰越金(注) | 162 | 541 | 703 |

(注) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第185号)附則第2条第6項及び第7項の規定により、海上災害防止センターから承継したもの。

各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

国土交通省独立行政法人評価委員会の本委員会と分科会
(平成15年度設立独立行政法人関係)

